

事業の概要

令和 8 年度

目 次

1	沿 革	1
2	事業のあらまし	6
	(1) 水道用水供給事業の概要	7
	(2) 建設事業の概要	7
	(3) 施設概要図	8
3	組 織	9
	(1) 機 構 図	10
	(2) 事業所所在地	11
	(3) 所属別配置職員数	12
	(4) 事 務 分 掌	13
4	基 幹 計 画	14
	(1) 水道ビジョン	14
	(2) 実施計画(令和8～12年度)	15
5	供 給 水 量	16
	(1) 構成団体別企業団供給水量実績	16
	(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合	18
	(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移	20
6	財 務	23
	(1) 給 水 料 金	23
	(2) 損益計算書	28
	(3) 貸借対照表	30
	(4) 財務分析比率表	31
	(5) 令和8年度予算の概要	32
	(6) 一般会計からの繰出金	34

7	施設概要	36
(1)	貯水施設	36
ア	三保ダム	36
イ	宮ヶ瀬ダム	38
(2)	取水・導水施設	40
ア	飯泉取水堰、沈砂池	40
イ	導水路	41
ウ	相模大堰、社家ポンプ場	42
(3)	浄水施設	43
ア	伊勢原浄水場	43
イ	相模原浄水場	44
ウ	西長沢浄水場	45
エ	綾瀬浄水場	46
(4)	送水施設	47
ア	創設事業	47
イ	相模川水系建設事業(第1期)	48
8	給水地点	49
(1)	給水系統図	49
ア	酒匂川水系	49
イ	相模川水系	50
(2)	水位関係図	51
参 考		
●	神奈川県内広域水道企業団規約	54
●	水道用水供給事業の設置等に関する条例	56
●	構成団体水道料金一覧表	58

1 沿 革

昭和39年2月1日	神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の副知事、助役、水道事業管理者その他主要職員で広域水道研究協議会を発足して広域水道について調査研究を開始
昭和40年2月28日	広域水道研究協議会が「各事業体の現況」、「広域水道への道」、「広域水道への前進」と題する報告書を作成公表
昭和43年8月31日	県知事、3市長会議で企業団設立を申合せ、設立準備委員会（副知事、各助役で構成）を設置
昭和43年10月14日	企業団設立準備事務局を横浜市中区の横浜商工会議所ビル内に設置
昭和44年3月25日	県知事、3市長他（三浦市長）が相模川高度利用及び酒匂川総合開発水量の水系別配分に関する覚書を締結
昭和44年3月27日	企業団設立について横須賀市議会で可決
昭和44年3月28日	企業団設立について神奈川県議会で可決
昭和44年3月29日	企業団設立について横浜市会で可決
昭和44年4月1日	企業団設立準備事務局を神奈川区総合庁舎内に移転
昭和44年4月21日	企業団設立について川崎市議会で可決
昭和44年5月1日	自治大臣の許可により企業団設立（企業団規約の許可）
昭和44年7月17日	厚生大臣が水道用水供給事業経営認可（創設事業計画の認可、目標年次：昭和50年度、計画1日最大給水量：145万4,800 m^3 ）
昭和44年9月1日	企業団設立式典を横浜市中区のシルクセンターで開催
昭和45年3月25日	酒匂ダム（仮称）及び飯泉取水施設の建設に関する基本協定書を県と締結
昭和46年12月21日	酒匂川における水利使用許可（小田原市分を除く1日最大取水量は156万4,300 m^3 ）
昭和46年12月27日	自治大臣が企業団規約一部変更許可（事務所の移転及び構成団体列記順序の変更） 企業団事務所を横浜市旭区の新庁舎に移転
昭和48年6月30日	厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（臨時給水に係る取水地点の変更及び浄水方法の変更、目標年次：昭和50年度、計画1日最大給水量：145万4,800 m^3 ）
昭和48年7月1日	相模原畑地かんがい用水により臨時給水を開始
昭和49年3月17日	一部給水記念式を飯泉取水管理事務所で開催
昭和49年4月1日	神奈川県、横浜市及び川崎市へ一部給水を開始 （1日最大給水量：65万1,000 m^3 、給水料金：基本料金37円/ m^3 及び使用料金3円/ m^3 ）
昭和49年5月17日	酒匂ダム（仮称）起工式
昭和50年4月1日	酒匂ダム（仮称）を三保ダムと命名
昭和50年11月19日	宮ヶ瀬ダム建設計画について企業団企業長及び4構成団体の長により協議が行われ、 利水者を企業団とすること及び暫定水量配分について合意
昭和51年4月1日	給水料金を基本料金53円/ m^3 、使用料金5円50銭/ m^3 に改定
昭和52年2月21日	三保ダムの貯水池を丹沢湖と命名
昭和53年2月28日	三保ダム湛水開始
昭和53年4月3日	横須賀市へ一部給水開始
昭和53年7月1日	1日最大給水量を65万1,000 m^3 から100万 m^3 へ増量
昭和53年7月28日	三保ダム竣工式
昭和53年8月2日	建設大臣に宮ヶ瀬ダムに係るダム使用权の設定を申請

昭和53年12月4日	建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画を告示（企業団はダム使用权設定予定者で1日最大取水量130万 m^3 ）
昭和54年4月1日	創設事業による全量給水開始（1日最大給水量145万4,800 m^3 ）
昭和54年7月23日	創設事業完成記念式を相模原浄水場で開催
昭和55年3月5日	厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系建設事業計画（第1期）の認可、目標年次：昭和67年度、計画1日最大給水量：203万2,300 m^3 ）
昭和55年3月28日	内閣総理大臣が宮ヶ瀬ダムに係る水源地域整備計画決定を公示
昭和55年12月27日	県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を策定
昭和56年2月9日	宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を県、清川村、津久井町及び厚木市と締結
昭和56年4月1日	給水料金を基本料金59円/ m^3 、使用料金7円50銭/ m^3 に改定 酒匂川における水利使用更新
昭和57年2月1日	一般会計出資の実施に関する協定書を4構成団体と締結
昭和58年1月19日	宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を愛川町と締結
昭和61年11月7日	建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更を告示（県営発電事業の参加等）
平成元年8月1日	給水料金に消費税を転嫁
平成元年10月2日	宮ヶ瀬ダム本体着工式
平成2年12月6日	一般会計出資の実施に関する協定書（昭和57年2月1日締結）を変更する協定書を4構成団体と締結
平成3年4月1日	使用料金の一部を改定（1日最大給水量を超えた分に係る使用料金を200円に設定） 酒匂川における水利使用更新
平成3年5月28日	一般会計からの繰出しの実施に関する協定書を4構成団体と締結（平成2年12月6日締結の協定書を変更）
平成5年4月1日	給水料金を基本料金67円/ m^3 、使用料金8円50銭/ m^3 に改定
平成7年5月12日	相模川における水利使用許可（1日最大取水量62万1,000 m^3 ）
平成7年10月26日	宮ヶ瀬ダム湛水開始、ダムの貯水池を宮ヶ瀬湖と命名
平成10年6月10日	相模川における平成10年度暫定水利使用許可（1日最大取水量12万9,000 m^3 ）
平成10年7月23日	相模川水系による4構成団体への一部給水を開始（1日最大給水量12万 m^3 ） 1日最大給水量を145万4,800 m^3 から157万4,800 m^3 へ増量
平成11年3月31日	建設大臣がダム使用权設定前の多目的ダムの利用許可（宮ヶ瀬ダム）
平成11年4月1日	1日最大給水量を157万4,800 m^3 から168万7,300 m^3 へ増量
平成11年11月25日	相模川水系建設事業計画（第2期）策定の先送り及び寒川取水施設等の企業団の暫定使用を4構成団体と合意
平成12年4月1日	1日最大給水量を168万7,300 m^3 から191万9,800 m^3 へ増量
平成12年11月22日	寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書を4構成団体と締結
平成12年12月2日	宮ヶ瀬ダム竣工式
平成13年3月23日	県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を改定
平成13年3月29日	厚生労働大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系寒川事業計画の認可、目標年次：平成27年度、計画1日最大給水量：253万4,840 m^3 ）
平成13年3月30日	相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を125万4,800 m^3 へ増量及び取水口の追加）

平成13年4月1日	国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を設定 相模川水系寒川事業による神奈川県、横浜市及び横須賀市へ一部給水を開始（1日最大給水量：47万4,500m ³ 、給水料金：神奈川県17円30銭／m ³ ・横浜市及び横須賀市17円50銭／m ³ ） 1日最大給水量を191万9,800m ³ から239万4,300m ³ へ増量
平成13年4月17日	総務大臣が企業団規約一部変更許可（議員定数の削減及び特別職たる副企業長の設置）
平成13年4月20日	国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムの建設の完了（平成13年3月31日）を公示
平成13年10月2日	酒匂川における水利使用更新
平成13年10月10日	国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を登録
平成15年4月1日	相模川水系寒川事業における水道法に基づく業務委託の開始（水道法の改正に伴い施設分割管理方式から委託方式に変更） 1日最大給水量を239万4,300m ³ から251万3,300m ³ へ増量 給水料金を基本料金51円／m ³ 、使用料金10円／m ³ に改定 相模川水系寒川事業給水料金に基本料金24円80銭／m ³ を新設
平成16年5月17日	相模川における水利使用変更許可 （1日最大取水量を125万4,800m ³ から125万2,100m ³ へ減量及び県水創設取水口の削除）
平成18年4月1日	相模川水系建設事業（第1期）による全量給水開始 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除の実施 （定率免除額：免除前の基本料金の12％に相当する金額、定量免除額：1日当たり2,000m ³ の基本水量に対する基本料金に相当する金額） 1日最大給水量を251万3,300m ³ から262万5,800m ³ へ増量
平成20年3月13日	虹吹小水力発電所（現 相模原小水力発電所）における水利使用許可（1日最大取水量35万9,000m ³ ）
平成20年4月1日	給水料金を基本料金42円50銭／m ³ 、使用料金10円80銭／m ³ に改定 相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を25円／m ³ に改定
平成20年12月22日	平成19年度繰越事業が終了、相模川水系建設事業（第1期）に係る全ての工事が完了
平成23年4月1日	給水料金を基本料金40円50銭／m ³ 、使用料金を12円50銭／m ³ に改定 相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を22円30銭／m ³ に改定
平成24年7月31日	相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を128万600m ³ に増量）
平成25年3月15日	酒匂川における水利使用更新 相模原小水力発電所における水利使用更新（1日最大取水量34万9,900m ³ ）
平成27年4月1日	広域水質管理センター開設
平成28年4月1日	給水料金を基本料金36円80銭／m ³ 、使用料金を14円／m ³ に改定 相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を17円30銭／m ³ 、使用料金を神奈川県19円60銭／m ³ ・横浜市及び横須賀市19円50銭／m ³ に改定
平成30年3月16日	相模川における水利使用更新
令和4年3月25日	酒匂川における水利使用更新 相模原小水力発電所における水利使用更新
令和6年10月21日	相模川（沼本）における水利使用許可（沼本取水口から取水する事業者に企業団を追加、1日最大取水量14万2,000m ³ ） 酒匂川における水利使用変更許可（小田原市分除く1日最大取水量を156万4,300m ³ ）

から142万2,300m³に減量)

令和6年11月8日 県知事が水道用水供給事業変更認可(取水地点(沼本取水口)及び水源種別(相模川(城山ダム))の追加、目標年次：令和13年度、計画1日最大給水量：192万4,400m³)

令和6年12月2日 沼本取水口から企業団による取水を開始

2 事業のあらまし

神奈川県及び横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水の万全を図ってきたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。県及び3市は協議の結果、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、昭和44年5月、神奈川県内広域水道企業団を設立した。企業団は、これら4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合で、各構成団体の議会から選出された議員からなる独立の議会を置いている。

創設事業は、4構成団体に1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するため、酒匂川の支川河内川上流に三保ダムを築造し、その下流の小田原市飯泉地点に取水堰を設けるとともに、導水・浄水・送水施設を建設したものであり、昭和44年度から昭和53年度までの10箇年の工期と総事業費約2,891億円をもって実施し、昭和49年4月に一部給水を開始した後、昭和54年4月には全量給水体制を確立した。

一方、4構成団体においては将来の水需要を配慮し、建設省（現国土交通省）が新たに相模川水系中津川に建設する宮ヶ瀬ダムによって開発される1日最大取水量130万立方メートルの利水者を企業団とすることで合意し、企業団はダム使用権設定の申請を行い、昭和53年12月、建設省（現国土交通省）が告示した「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」においてダム使用権設定予定者となった。

これを受けて企業団は、4構成団体への水道用水の供給量を1日最大120万9,000立方メートル増量するための施設を建設する（宮ヶ瀬ダム負担金を含む。）相模川水系建設事業の基本計画を作成したうえ、計画を2期に分割し、当面、1日最大給水量57万7,500立方メートルを供給する施設を建設する相模川水系建設事業（第1期）を実施することとした。

建設省（現国土交通省）の直轄事業として進められた宮ヶ瀬ダム建設事業は、平成元年10月に本体工事に着手し、平成7年10月には湛水を開始した。その後、ダム本体工事の完了後に最後まで残っていた道志導水路の完成により平成13年3月に建設工事全体が完了し、平成13年度からは本格運用が開始されている。

また、企業団が行う水道施設整備（専用工事）については、昭和55年度から順次着手し、基幹施設である相模取水施設及び綾瀬浄水場の施設整備が完成したことから、当面の水需要に対応するため、平成10年7月から一部給水を開始した。さらに、社家・伊勢原間導水施設及び相模原浄水場の増強工事の完成により、平成18年4月からは1日最大給水量57万7,500立方メートルの供給体制が整備された。

なお、相模川水系建設事業（第1期）としての工事は、平成19年度繰越工事が平成20年12月で全て完成し、工期28箇年、総事業費約7,329億円をもって完了した。

平成13年度からは、宮ヶ瀬ダム開発水量の一部について、構成団体の水道施設を暫定的に使用して水道用水を供給する相模川水系寒川事業を開始しており、現在は、創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）で整備した水道施設を使用する直営事業と、暫定事業である相模川水系寒川事業により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める状況にある。

このように、神奈川県内広域水道企業団は、2つの水系を水源とした大規模水道用水供給事業者として、4構成団体の水道事業を通じ、県民・市民の生活基盤を支えている。

参考 相模川水系建設事業における計画1日最大給水量

	全 体	第1期事業
神 奈 川 県	609,700立方メートル	291,200立方メートル
横 浜 市	464,000立方メートル	221,700立方メートル
川 崎 市	21,800立方メートル	10,400立方メートル
横 須 賀 市	113,500立方メートル	54,200立方メートル
計	1,209,000立方メートル	577,500立方メートル

(1) 水道用水供給事業の概要

		直 営 事 業	寒川事業(暫定事業)	計
内 容		飯泉取水地点(酒匂川)及び社家・沼本取水地点(相模川)からの取水により、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市に対して水道用水を供給している。 創設事業及び相模川水系建設事業(第1期)において整備した水源・施設等により、企業団が直営で実施している。	寒川取水地点(相模川)からの取水により、神奈川県、横浜市及び横須賀市(3構成団体)に対して水道用水を供給している。 宮ヶ瀬ダム開発水の一部と3構成団体が所有する既存の寒川取水施設等を暫定的に使用し、企業団が神奈川県及び横浜市に委託して実施している。※	
1 日 最 大 給 水 量	神 奈 川 県	669,400立方メートル	318,500立方メートル	987,900立方メートル
	横 浜 市	784,500立方メートル	242,300立方メートル	1,026,800立方メートル
	川 崎 市	505,600立方メートル		505,600立方メートル
	横 須 賀 市	72,800立方メートル	59,300立方メートル	132,100立方メートル
	計	2,032,300立方メートル	620,100立方メートル	2,652,400立方メートル
主 要 施 設		三保ダム、宮ヶ瀬ダム、飯泉取水堰、相模大堰、導水ポンプ場、導水トンネル、導水管、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、送水管、送水ポンプ場、調整池、給水地点	宮ヶ瀬ダム、寒川取水堰、取水ポンプ場、導水路、寒川第3浄水場、小雀浄水場、送水ポンプ所、給水地点	

※ 相模川水系建設事業は、宮ヶ瀬ダム開発水によって1日最大120万9,000立方メートルの供給量の増加を図るものであり、第1期事業では1日最大57万7,500立方メートルを供給する施設を整備した。残る供給量にかかる施設整備は第2期事業で行うこととしているが、平成11年11月に4構成団体と企業団が協議した結果、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間、第2期事業の計画は策定せず、神奈川県等が所有する既存の寒川取水施設等を企業団が暫定的に使用して、川崎市を除く3構成団体に對し水道用水を供給することとなった(寒川事業)。平成13年4月1日に開始した寒川事業は、平成15年4月1日以降、水道法に基づき第三者委託として事業を実施している。

(2) 建設事業の概要

		創 設 事 業	相模川水系建設事業(第1期)	計
内 容		神奈川県西部を流れる酒匂川の支川河内川上流に貯水ダム(三保ダム、県企業庁管理)を築造し、下流の小田原市飯泉地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するための施設整備を行った。	神奈川県中央部を流れる相模川の支流中津川の上流に貯水ダム(宮ヶ瀬ダム、国土交通省直轄)を築造し、相模川左岸の海老名市社家地先、右岸の厚木市岡田地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し1日最大57万7,500立方メートルの水道用水を供給するための施設拡張等を行った。	
計 画 1 日 最 大 給 水 量	神 奈 川 県	378,200立方メートル	291,200立方メートル	669,400立方メートル
	横 浜 市	562,800立方メートル	221,700立方メートル	784,500立方メートル
	川 崎 市	495,200立方メートル	10,400立方メートル	505,600立方メートル
	横 須 賀 市	18,600立方メートル	54,200立方メートル	72,800立方メートル
	計	1,454,800立方メートル	577,500立方メートル	2,032,300立方メートル
工 期		昭和44年度～昭和53年度(10箇年)	昭和55年度～平成19年度(28箇年)	
給水開始	一 部 給 水	昭和49年4月1日	平成10年7月23日	
	全 量 給 水	昭和54年4月1日	平成18年4月1日	
事 業 費	貯水工事費	73,099,471千円	269,466,845千円	342,566,316千円
	取水工事費	4,937,606千円	32,284,586千円	37,222,193千円
	導水工事費	47,370,152千円	42,610,338千円	89,980,489千円
	浄水工事費	33,918,393千円	61,084,460千円	95,002,853千円
	送水工事費	75,009,170千円	134,876,778千円	209,885,948千円
	用地及び補償費	12,771,163千円	29,107,386千円	41,878,549千円
	そ の 他	42,052,909千円	163,499,478千円	205,552,386千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円
財 源	国庫補助金	37,876,948千円	189,551,758千円	227,428,706千円
	企 業 債	249,969,000千円	385,489,335千円	635,458,335千円
	出 資 金	0千円	132,470,000千円	132,470,000千円
	一 般 財 源	1,312,916千円	25,418,778千円	26,731,694千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円

施設概要



注2 相模川水系寒川事業は、「寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本

「協定書」に基づき企業が使用する施設

3 組 織

議 会

企業団の議会議員の定数は11人で、その議員は、構成団体の議会から選出された議員で構成されており、内訳は次のとおりである。

神奈川県	3人
横浜市	4人
川崎市	3人
横須賀市	1人

なお、議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

また、議会に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

執行機関

企業長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は、構成団体の長から共同任命され、その任期は4年で、特別地方公共団体の長として企業団を統轄し、これを代表する。

副企業長

企業団に副企業長1人が置かれている。副企業長は、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年で、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

補助職員

企業団に企業長の権限に属する事務の執行を補助する企業職員が置かれており、企業長が任命し、その定数は条例で400人と定められている。

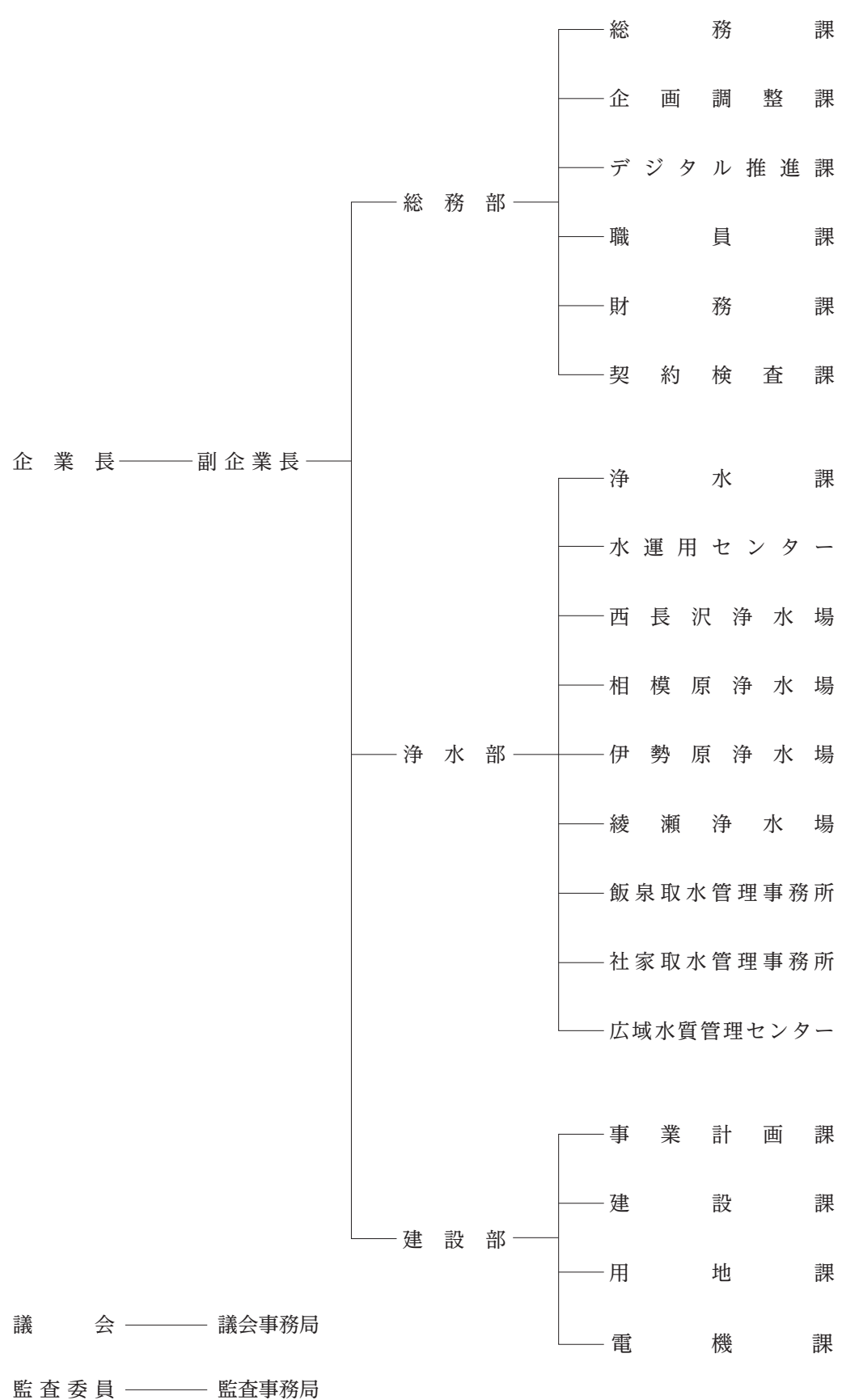
組織としては、総務部、浄水部及び建設部が条例で置かれ、また各部に課（場・所・センター）が置かれている。

監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は3年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

(1) 機 構 図



(2) 事業所所在地

事業所名		所在地	
本 庁	総務部 浄水部 建設部	▽241-8525	横浜市旭区矢指町1194番地 電 話 045 (363) 1111 (代) F A X 045 (363) 1121
西 長 沢 浄 水 場		▽216-0013	川崎市宮前区潮見台4番1号 電 話 044 (977) 3761 F A X 044 (977) 9416
相 模 原 浄 水 場		▽252-0335	相模原市南区下溝2714番地 電 話 042 (778) 3251 F A X 042 (778) 5275
伊 勢 原 浄 水 場		▽259-1101	伊勢原市日向1297番地 電 話 0463 (93) 3951 F A X 0463 (92) 2055
綾 瀬 浄 水 場		▽252-1124	綾瀬市吉岡887番地 電 話 0467 (70) 9832 F A X 0467 (70) 9834
飯 泉 取 水 管 理 事 務 所		▽250-0863	小田原市飯泉884番地 電 話 0465 (48) 1102 F A X 0465 (48) 1698
社 家 取 水 管 理 事 務 所 広 域 水 質 管 理 セ ン タ ー		▽243-0424	海老名市社家六丁目25番1号 社家取水管理事務所 電 話 046 (239) 2810 F A X 046 (239) 2815 広域水質管理センター 電 話 046 (239) 2816 F A X 046 (239) 2819

(3) 所属別配置職員数

(令和8年4月1日現在)

区	分	事 務	技 術	計
総 務 部	総 務 課	12 (1) 人	3 (1) 人	15 (2) 人
	企 画 調 整 課	5	1	6
	デ ジ タ ル 推 進 課	5	1	6
	職 員 課	15	4	19
	財 務 課	14 (2)		14 (2)
	契 約 検 査 課	5	6	11
浄 水 部	浄 水 課	3	12	15
	水 運 用 セ ン タ ー		34 (1)	34 (1)
	西 長 沢 浄 水 場	2	24	26
	相 模 原 浄 水 場	2	26	28
	伊 勢 原 浄 水 場	2	12	14
	綾 瀬 浄 水 場	2	27 (1)	29 (1)
	飯 泉 取 水 管 理 事 務 所	3	27 (2)	30 (2)
	社 家 取 水 管 理 事 務 所	2 (1)	21	23 (1)
	広域水質管理センター	3	26	29
建 設 部	事 業 計 画 課		9	9
	建 設 課	4	33 (3)	37 (3)
	用 地 課	3	4	7
	電 機 課		22	22
合 計		82 (4)	292 (8)	374 (12)

注1 企業長、副企業長、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く

注2 各部の部長はそれぞれ総務課、浄水課、事業計画課に算入

注3 併任職員を含み、実務研修員を除く

注4 ()内は、再任用職員で内数

(4) 事務分掌

部	課	事 務 分 掌
総務部	総務課	総務部の所掌事務の企画及び調整、庁用自動車及び借上自動車事務の総括、広報、記者発表及び報道、訴訟・和解等の総括、議会の招集及び議案の発議等、外部監査、庁舎(他課の主管に属するものを除く。)、情報公開、個人情報保護、条例案・規則案・規程案・告示案・訓令案・要綱案その他これらに準ずるものの審査及び法令の解釈、業務状況の公表、条例・規則・規程その他これらに準ずるものの原本の整理保存、公布及び公表、公印、その他
	企画調整課	企業団運営に係る重要な基本計画の企画及び進捗管理、重要な施策の企画及び進捗管理、未成熟事案の調査及び検討、資料の収集、分析及び調査、座官字の連携推進、経営会議の事務局、長期財政計画、給水料金の改定、その他事業経営に係る調査、企画及び調整
	デジタル推進課	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、ICTに係る総合的な企画及び調整並びにその利活用、情報通信ネットワークの整備及び運営、情報セキュリティ対策、OA機器及び情報通信機器の総合的な企画並びに運営、総合行政ネットワーク
	職員課	職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事、採用試験及び選考、人事評価及び表彰、組織及び権限の委任等、給与等、旅費(精算払に限る。)、公務災害補償、人材育成及び職員研修、安全衛生、福利厚生及び被服貸与、健康管理、労働条件及び団体交渉、労働協約及び苦情処理、賠償責任、地方職員共済組合、公舎、業務の改善、その他労務
	財務課	予算の編成及び執行管理、経理の指導及び調整、決算の調製、一時借入金、企業債、補助金、交付金、出資金その他資金、出納取扱金融機関、金銭及び有価証券の出納及び保管、資金計画及び資金運用、工事の精算の総括、証書類の保管、その他財務事務の総括、固定資産事務の総括、所在市町村交付金、物品(災害用貯蔵品を除く。)事務の総括、知的財産権の取得、管理及び処分
	契約検査課	工事、製造等の請負、物品の調達その他の契約、指名業者の選定、その他契約事務の総括、工事等の設計・監督に係る指導及び啓発、設計等の技術審査、工事の安全点検、工事及び計画調査業務委託の検査、工事及び業務委託の設計及び施行に係る基準、その他工事に係る制度の調査及び検討
浄水部	浄水課	浄水部所掌事務の企画及び調整、水道技術管理者の職務、給水料金の収入調定、水道技術の調査研究、国及び他の地方公共団体との技術的協議及び連絡調整、浄水技術に係る懸案事項の検討、施設維持管理の総括、ダム管理費、水運用センターの庶務一般、電気工作物の保安に係る運営及び連絡調整、事業活動に伴う環境対策の推進、災害及び危機管理に係る企画及び実施の総合調整、災害用貯蔵品事務の総括、災害対策本部、危機管理対策に係る関係機関等との連携及び総合調整、その他
	水運用センター	取水、導水、浄水、送水量等水運用の計画及び調整、構成団体との水道用水供給量の連絡調整、所管する施設(西長沢浄水場、相模原浄水場(相模原ポンプ場等を除く。)、伊勢原浄水場及び綾瀬浄水場の外部施設のうち電気機械設備等を含む。の維持管理、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、庁舎(場又は所に属する庁舎を除く。))内の危険物貯蔵庫及び小水力発電所(発電設備及び排水ポンプを含む。))に関すること(他課の主管に属するものを除く。)、通信設備の保安に係る運営及び連絡調整、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	西長沢浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設(浄水場の外部設備の一部を除く。))の維持管理(建設課に係るものを除く。)、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	相模原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設(浄水場の外部設備の一部を除く。))の維持管理(建設課に係るものを除く。)、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	伊勢原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設(浄水場の外部設備の一部を除く。))の維持管理(建設課に係るものを除く。)、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	綾瀬浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設(浄水場の外部設備の一部を除く。))の維持管理(建設課に係るものを除く。)、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	飯泉取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	社家取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理、建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行(建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。))並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議
	広域水質管理センター	水質に係る企画及び調整、水源水域の水質調査、水質検査計画に基づく水質の検査、水処理に係る調査研究、構成団体等との水質に係る連絡調整、社家取水管理事務所に係る水質検査計画に基づく水質管理
	事業計画課	建設部の所掌事務の企画及び調整、長期施設整備、水道用水供給事業の認可、水源の確保及び水需給、水利権及びダム使用权の協議及び調整、水道施設の新設、改良及び修繕の計画及び調査並びにこれらの総括、その他
建設部	建設課	建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る施設(電機課に係るものを除く。))の調査、設計及び施行(水運用センター、場又は所に係るものを除く。))、並びに建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る連絡調整、施設の維持管理(水運用センター、場又は所に係るものを除く。))、事業計画課及び電機課の庶務一般
	用地課	土地(土地に付随するものを含む。))の取得(買収、無償譲受け、交換、収用及び借入れ)、土地、建物の登記、固定資産の使用許可、他団体等の資産の使用許可申請手続き(継続)、道路及び河川敷等の占用申請手続き(継続)、所管施設等に係る近接協議及び他所属への近接協議の助言、建設事業に係る損失補償事務
	電機課	建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る施設(電機設備)の調査、設計及び施行(水運用センター、場又は所に係るものを除く。))、並びに建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る連絡調整、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き(新規及び変更)、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き(新規及び変更)、所管施設等に係る近接協議

4 基幹計画

(1) 水道ビジョン

企業団では、「かながわの水道用水供給ビジョン」を平成18年度に策定し、平成22年度には、平成23年度から令和2年度を計画期間とする「かながわの水道用水供給ビジョン 平成22年度フォローアップ版」を、平成27年度には、内容を一部改訂した「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23～令和2年度）平成27年度フォローアップ版」を策定した。

令和3年3月には、新たに「かながわ広域水道ビジョン」を策定し、概ね30年後における企業団の「将来像」と、その実現に向けた「取組みの方向性」を示した。

このビジョンでは、これまでの企業団の役割を振り返るとともに、国・県及び構成団体の水道事業者が策定している各水道ビジョン及び今後の事業環境を踏まえ、現状分析と課題抽出を行った上で「取組みの方向性」を示している。

なお、このビジョンは国土交通省が水道事業者に作成を推奨する「水道事業ビジョン」に位置づけ、かつビジョンと「取組みの方向性」を踏まえて策定した「実施計画」を一体のものとして、総務省が地方公営企業に策定を要請する「経営戦略」に位置づけている。

【基本理念】

安全で良質な水を構成団体水道事業者と連携して送り続け、
県民・市民の暮らしを支える

【概ね30年後の将来像】

企業団と構成団体水道事業者全体における最適な水道システムの実現に向けて、
施設整備の推進と経営基盤の強化により、広域水道としての強みを最大限に発揮している

【取組みの方向性における3つの柱】

I. 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理

「最適な水道システム」の実現に向けた取組みの一つである「水道施設の再構築」を優先的に行う。

併せて、上流取水への移行に向けた準備を進めていくとともに、浄水処理や水運用の安定性・効率性を高めるための取組みや、CO₂排出量削減、施設の健全性確保のための計画的な修繕・更新を進める。

II. 自然災害や多様なリスクへの対応強化

頻発・激甚化する自然災害、事故、テロ、社会・経済に影響する感染症の大規模な流行など、多様なリスクに対応できるハード・ソフト両面の強化に取り組む。

III. 経営基盤の強化

厳しい事業環境においても、水供給の継続と、「最適な水道システム」の実現に必要な施設整備を確実に進めていくため、長期的視点に立った財政運営、環境変化に応じた事業運営、事業推進に必要な人材の確保などに取り組み、経営基盤の強化を進める。

【取組みにあたり重視すべき視点】

取組みの方向性を踏まえた様々な事業を効果的に計画・推進し、広域水道として社会に貢献していくため、以下の4つの視点を重視していく。

○地球環境の保全 ○先端技術の導入 ○多様な関係者との連携協力 ○分かりやすい各種情報の発信

(2) 実施計画(令和8～12年度)

実施計画は、ビジョンに示した「3つの柱」の取組みの方向性について、10年後に到達すべき状態を目標として整理したうえで、5年間で取り組む具体的な施策と実施スケジュールを示したものである。

なお、前計画(令和3～7年度)の取組状況等を踏まえ、令和8年度を初年度とする計画を令和7年度に策定した。

計 画 期 間：令和8～12年度(5か年)

施 設 整 備 費：905.2億円

実 施 施 策： 企業団及び構成団体水道事業者では、最適な水道システムの実現に向けて、全体で水道施設の再構築に取り組むこととしている。その中で、令和9年度から管路等の整備に着手するとともに、上流取水の優先的利用などの具体化について検討を進める。

また、施設の老朽化対策を計画的に進める中で、地震・浸水・停電など災害や多様なリスクへの対応を図るため、耐震化などの施設整備、組織対応力の強化など安定供給に不可欠な事業についても着実に実施していく。

さらに、長期的な視点に立ち、施設整備を支える財源や人材の確保を図るとともに、既存業務の見直しやIoT/ICTの活用による業務改善など経営基盤の強化に取り組んでいく。

(単位：億円)

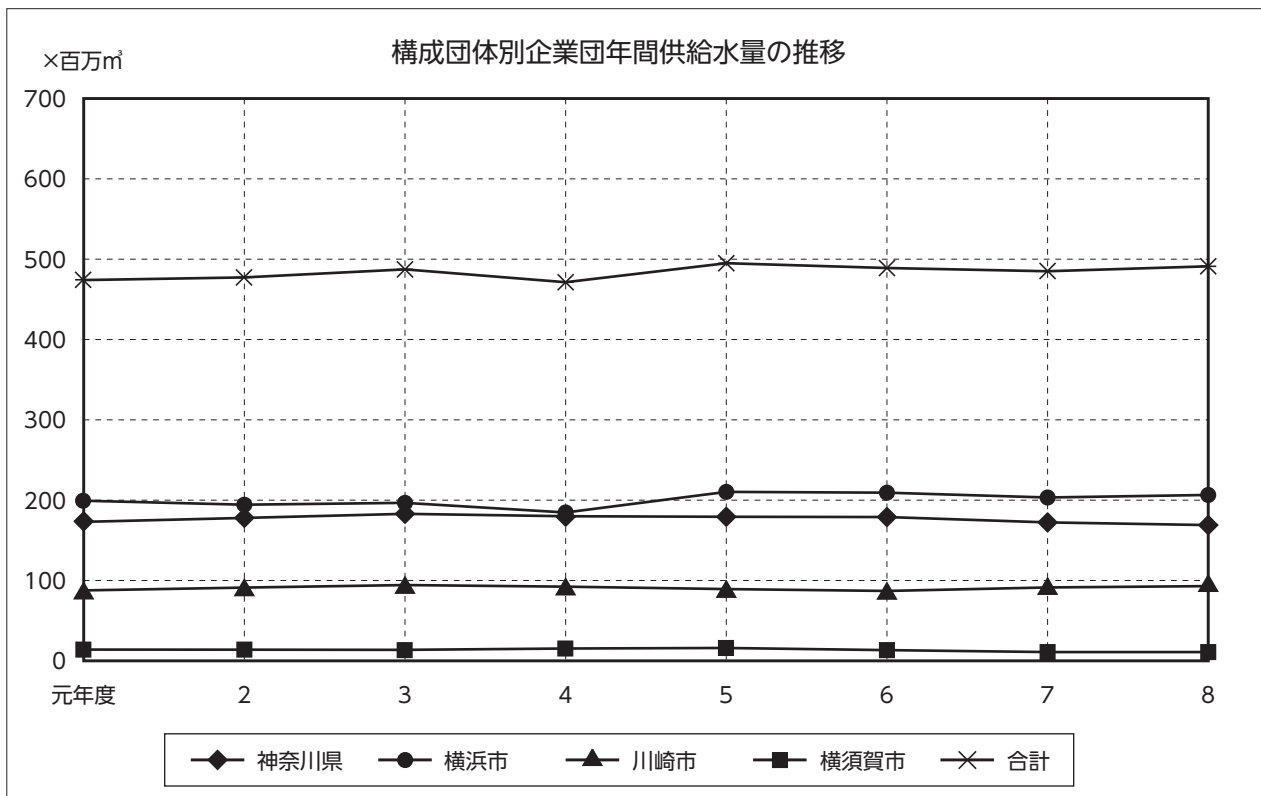
3つの柱	取組みの方向性	具体的な内容	合計
Ⅰ. 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理	より安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用	浄水場の増強と送水管等の整備 (5事業者の「施設整備計画」に基づく送水管整備　ほか)	8.8
		安定的かつ効率的な水運用と原水の確保 (上流取水の優先的利用、水運用担当者間における構成団体水道事業者との連携強化　ほか)	—
		安定的かつ効率的な水運用と原水の確保 (浄水処理方法等の調査・研究、広域水質管理センターの機能拡大ほか)	—
		CO ₂ 排出量削減等の環境負荷軽減 (再生可能エネルギーの活用、電力使用量の削減　ほか)	—
	施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新	効率的な点検と計画的な修繕・更新 (施設の修繕・更新工事の計画的な実施、既設管路の更新　ほか)	706.1
		施設の維持管理性の向上 (維持管理性向上を目的とした施設改良、民間の技術力を活用した施設改良と維持管理)	79.7
Ⅱ. 自然災害や多様なリスクへの対応強化	自然災害や事故に備えた対策	自然災害に備えた対策、事故等の多様なリスクへの対策 (排水処理施設等の耐震化、施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量ほか)	110.6
	組織対応力の強化及び関係者との連携強化	非常時における組織対応力の強化、非常時の応急復旧における協力体制の構築 (様々な災害・リスクへの組織対応力の強化、水道関係者間の連携強化　ほか)	—
Ⅲ. 経営基盤の強化	将来を見据えた財政・事業運営	長期的な視点に立った財政運営 (財源の確保、今後の料金のあり方の検討　ほか)	—
		事業環境の変化に応じた事業運営 (業務改善の推進、組織・業務執行体制の見直し　ほか)	—
	事業推進に必要な人材の確保・育成と職場づくり	人材の確保・育成 (人材確保の強化・事業環境を踏まえた人材育成　ほか)	—
		創造力・活力のある職場づくり (事業環境に柔軟に対応できる職場づくり　ほか)	—
施設整備費合計			905.2

(「かながわ広域水道ビジョン」及び「実施計画」は、企業団のウェブサイト:<https://www.kwsa.or.jp/>に掲載)

5 供給水量

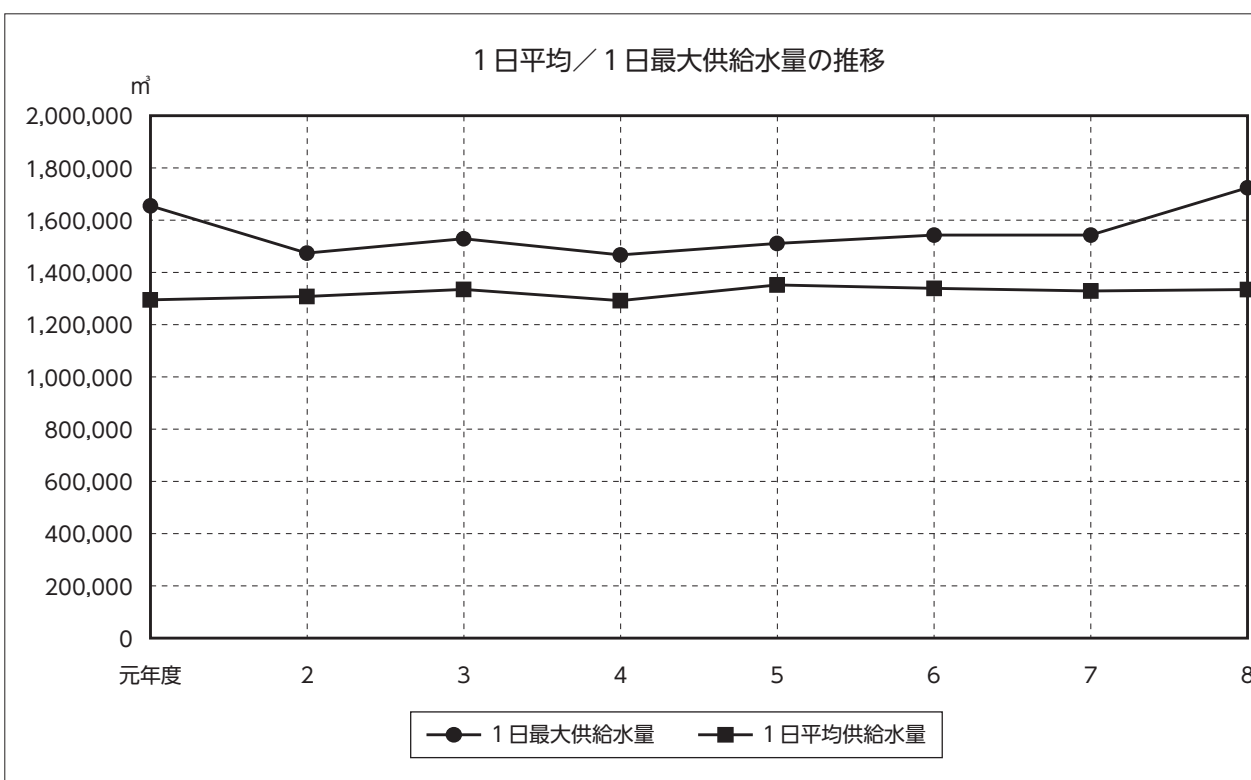
(1) 構成団体別企業団供給水量実績

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
神奈川県	年間供給水量	173,660,060	177,882,610	182,887,850
	1日平均供給水量	474,481	487,350	501,063
	1日最大供給水量	610,010	591,480	593,010
	同上記録日	令和元年10月30日	令和3年3月10日	令和3年8月26日
横浜市	年間供給水量	199,401,700	194,370,500	196,510,600
	1日平均供給水量	544,813	532,522	538,385
	1日最大供給水量	732,600	697,300	701,200
	同上記録日	令和元年10月26日	令和2年7月27日	令和4年1月28日
川崎市	年間供給水量	87,439,000	91,174,100	94,488,600
	1日平均供給水量	238,904	249,792	258,873
	1日最大供給水量	324,500	341,300	337,800
	同上記録日	令和2年3月3日	令和2年10月21日	令和3年7月10日
横須賀市	年間供給水量	13,943,060	13,874,980	13,478,500
	1日平均供給水量	38,096	38,014	36,927
	1日最大供給水量	57,960	54,310	59,040
	同上記録日	令和元年10月17日	令和3年3月29日	令和3年8月19日
合計	年間供給水量	474,443,820	477,302,190	487,365,550
	1日平均供給水量	1,296,295	1,307,677	1,335,248
	1日最大供給水量	1,655,240	1,473,920	1,528,520
	同上記録日	令和元年10月26日	令和2年9月9日	令和4年2月9日



(単位：m³)

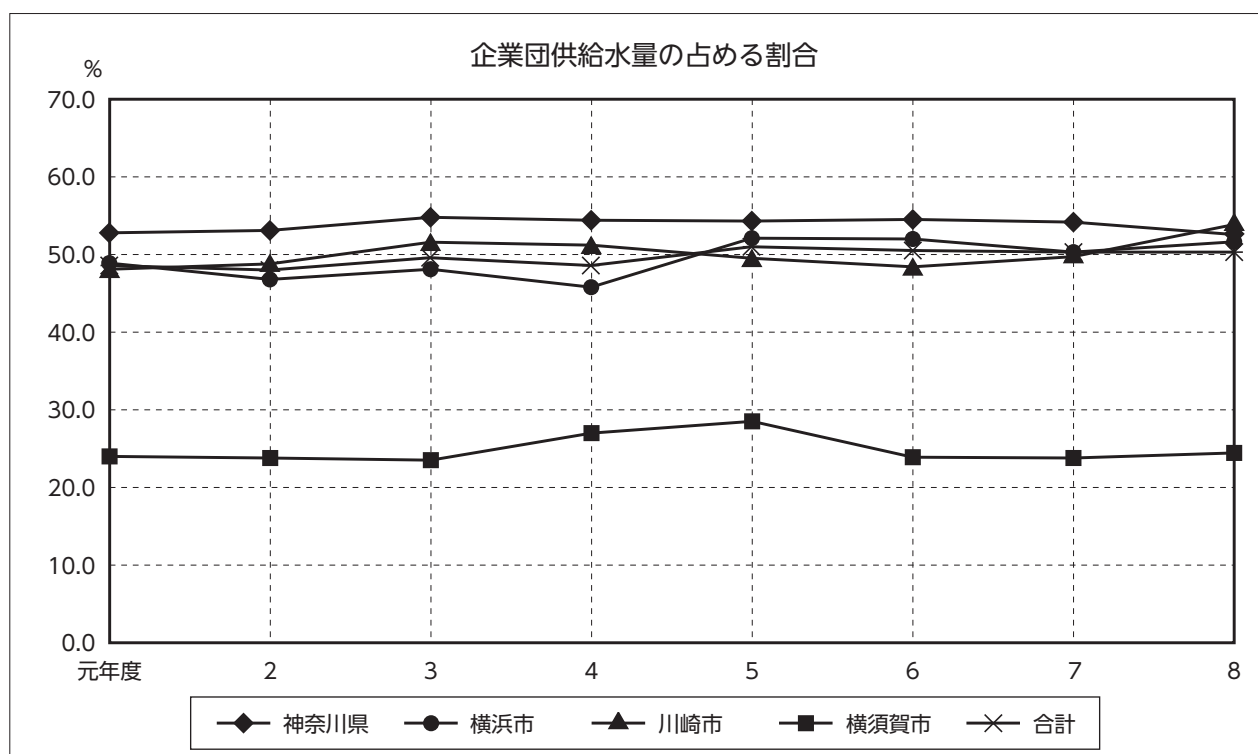
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度予算
179,196,600	179,474,380	178,954,130	176,554,370	172,862,700
490,950	490,367	490,285	483,711	473,596
612,620	620,670	585,280	612,060	579,700
令和4年12月8日	令和5年6月4日	令和7年3月13日	令和8年2月10日	令和9年1月
184,661,600	210,208,200	209,267,500	202,983,900	206,247,500
505,922	574,339	573,336	556,120	565,062
643,300	679,400	736,000	646,200	645,000
令和4年4月20日	令和5年7月12日	令和6年12月28日	令和7年7月9日	令和9年2月
92,354,500	89,180,800	87,135,100	91,502,900	96,250,500
253,026	243,663	238,726	250,693	263,700
313,800	314,200	287,200	323,000	400,100
令和5年2月26日	令和5年8月6日	令和7年1月13日	令和7年12月7日	令和8年4月
15,280,200	16,146,540	13,478,780	13,162,190	13,339,200
41,864	44,116	36,928	36,061	36,546
50,910	66,700	54,070	49,760	132,100
令和4年12月29日	令和6年2月10日	令和6年9月6日	令和8年3月5日	令和8年7月
471,492,900	495,009,920	488,835,510	484,203,360	488,699,900
1,291,761	1,352,486	1,339,275	1,326,585	1,338,904
1,467,400	1,510,630	1,542,620	1,545,280	1,715,000
令和4年12月14日	令和5年12月6日	令和6年9月2日	令和8年2月9日	令和9年1月



(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合

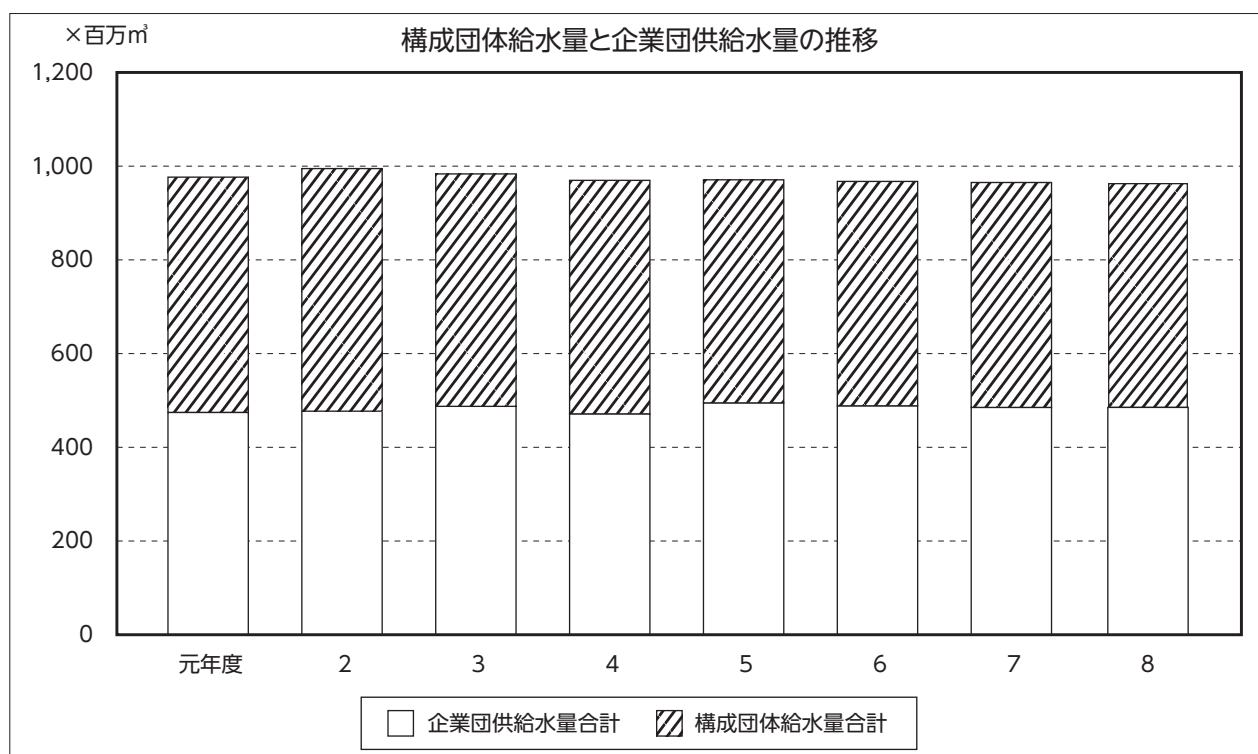
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
神奈川県	年間給水量(A)	328,837,091	335,219,442	333,596,945
	企業団供給水量(B)	173,660,060	177,882,610	182,887,850
	比率 B / A	52.8%	53.1%	54.8%
	同上趨勢比率	100.0%	100.6%	103.8%
横浜市	年間給水量(A)	408,050,000	414,982,500	408,941,600
	企業団供給水量(B)	199,401,700	194,370,500	196,510,600
	比率 B / A	48.9%	46.8%	48.1%
	同上趨勢比率	100.0%	95.7%	98.4%
川崎市	年間給水量(A)	181,809,200	186,422,200	183,236,900
	企業団供給水量(B)	87,439,000	91,174,100	94,488,600
	比率 B / A	48.1%	48.9%	51.6%
	同上趨勢比率	100.0%	101.7%	107.3%
横須賀市	年間給水量(A)	58,055,112	58,212,752	57,345,666
	企業団供給水量(B)	13,943,060	13,874,980	13,478,500
	比率 B / A	24.0%	23.8%	23.5%
	同上趨勢比率	100.0%	99.2%	97.9%
合計	年間給水量(A)	976,751,403	994,836,894	983,121,111
	構成団体給水量(A)-(B)	502,307,583	517,534,704	495,755,561
	企業団供給水量(B)	474,443,820	477,302,190	487,365,550
	比率 B / A	48.6%	48.0%	49.6%
	同上趨勢比率	100.0%	98.8%	102.1%

※神奈川県年間給水量(A)は、箱根地区を除く。



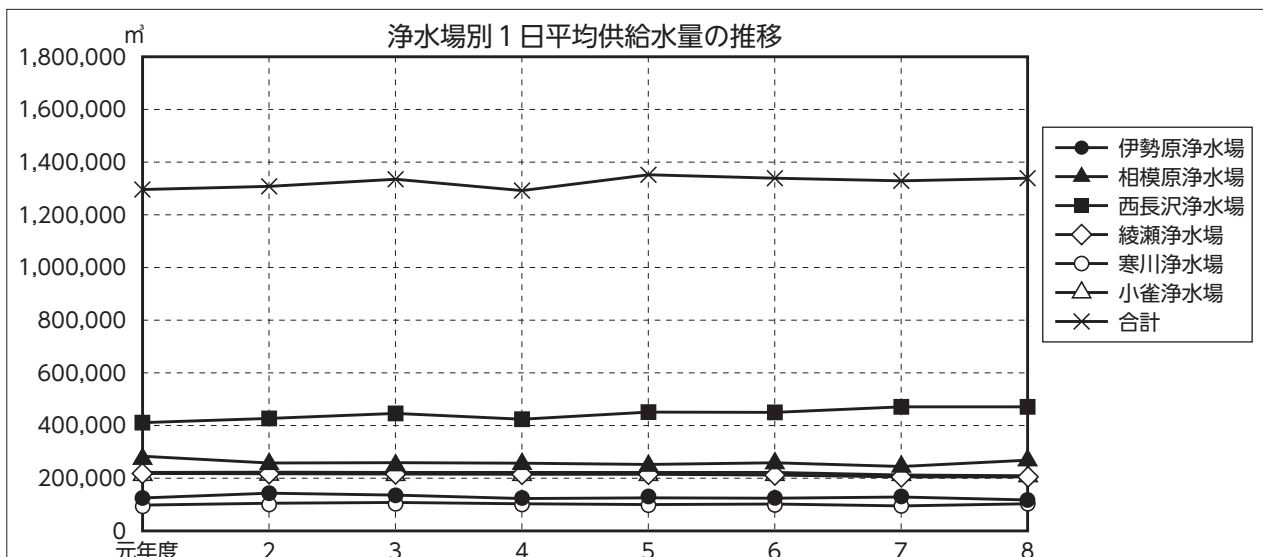
(単位：m³)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度予算
329,675,999	330,306,706	328,651,819	328,433,421	326,503,700
179,196,600	179,474,380	178,954,130	176,554,370	172,862,700
54.4%	54.3%	54.5%	53.8%	52.9%
103.0%	102.8%	103.2%	101.9%	100.2%
403,234,300	403,631,300	402,663,800	401,442,200	401,620,000
184,661,600	210,208,200	209,267,500	202,983,900	206,247,500
45.8%	52.1%	52.0%	50.6%	51.4%
93.7%	106.5%	106.3%	103.5%	105.1%
180,471,300	180,294,900	180,212,100	182,059,500	180,237,000
92,354,500	89,180,800	87,135,100	91,502,900	96,250,500
51.2%	49.5%	48.4%	50.3%	53.4%
106.4%	102.9%	100.6%	104.6%	111.0%
56,616,406	56,710,988	56,397,615	55,482,849	54,922,000
15,280,200	16,146,540	13,478,780	13,162,190	13,339,200
27.0%	28.5%	23.9%	23.7%	24.3%
112.5%	118.8%	99.6%	98.8%	101.3%
969,998,005	970,943,894	967,925,334	967,417,970	963,282,700
498,505,105	475,933,974	479,089,824	483,214,610	474,582,800
471,492,900	495,009,920	488,835,510	484,203,360	488,699,900
48.6%	51.0%	50.5%	50.1%	50.7%
100.0%	104.9%	103.9%	103.1%	104.3%



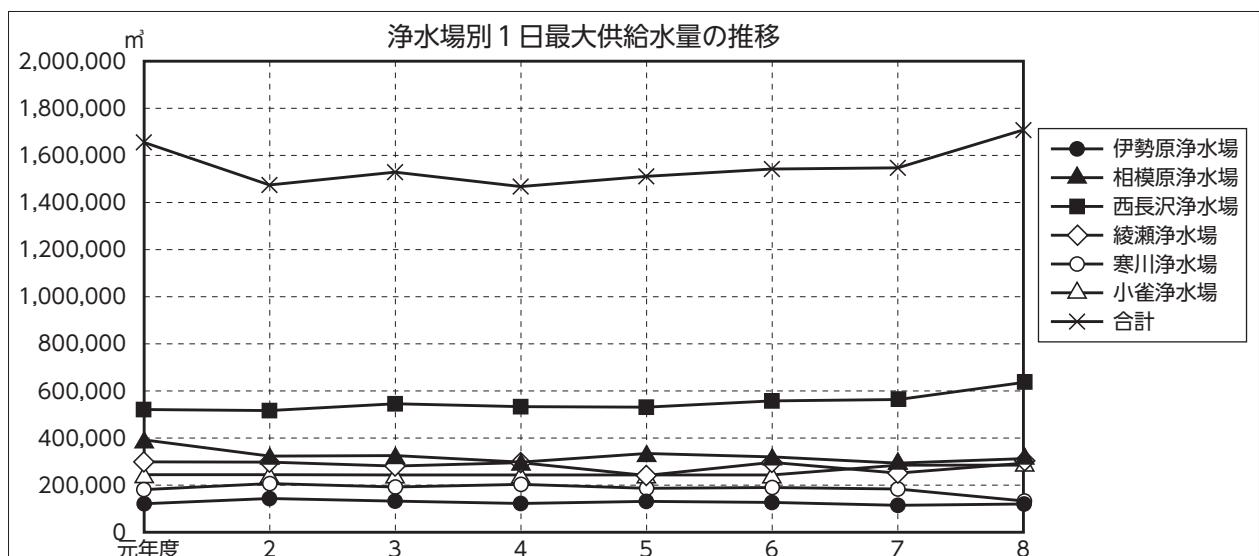
(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
伊勢原浄水場	計画1日最大給水量	204,600	204,600	204,600
	年間供給水量	31,120,910	31,797,710	30,905,810
	1日平均供給水量	85,030	87,117	84,673
	平均稼働率	41.6%	42.6%	41.4%
	1日最大供給水量	121,420	143,090	132,030
	最大稼働率	59.3%	69.9%	64.5%
相模原浄水場	同上記録日	令和2年1月8日	令和3年3月27日	令和4年1月12日
	計画1日最大給水量	490,700	490,700	490,700
	年間供給水量	96,085,230	90,852,890	94,559,490
	1日平均供給水量	262,528	248,912	259,067
	平均稼働率	53.5%	50.7%	52.8%
	1日最大供給水量	391,720	323,260	325,060
西長沢浄水場	同上記録日	令和元年12月4日	令和3年1月20日	令和4年2月15日
	計画1日最大給水量	872,000	872,000	872,000
	年間供給水量	150,405,300	155,879,300	162,644,200
	1日平均供給水量	410,943	427,067	445,601
	平均稼働率	47.1%	49.0%	51.1%
	1日最大供給水量	521,100	516,400	545,900
綾瀬浄水場	同上記録日	令和元年12月8日	令和2年10月21日	令和4年1月30日
	計画1日最大給水量	465,000	465,000	465,000
	年間供給水量	79,735,330	79,032,990	78,954,550
	1日平均供給水量	217,856	216,529	216,314
	平均稼働率	46.9%	46.6%	46.5%
	1日最大供給水量	299,270	298,210	280,850
寒川浄水場	同上記録日	令和元年11月1日	令和2年9月8日	令和3年8月17日
	計画1日最大給水量	318,500	318,500	318,500
	年間供給水量	35,947,300	38,310,400	39,237,600
	1日平均供給水量	98,217	104,960	107,500
	平均稼働率	30.8%	33.0%	33.8%
	1日最大供給水量	181,100	206,500	192,200
小雀浄水場	同上記録日	令和元年12月17日	令和3年3月10日	令和4年2月8日
	計画1日最大給水量	301,600	301,600	301,600
	年間供給水量	81,149,750	81,428,900	81,063,900
	1日平均供給水量	221,721	223,093	222,093
	平均稼働率	73.5%	74.0%	73.6%
	1日最大供給水量	244,300	244,300	243,300
合 計	同上記録日	令和元年7月1日	令和2年7月1日	令和3年7月1日
	計画1日最大給水量	2,652,400	2,652,400	2,652,400
	年間供給水量	474,443,820	477,302,190	487,365,550
	1日平均供給水量	1,296,295	1,307,677	1,335,248
	平均稼働率	48.9%	49.3%	50.3%
	1日最大供給水量	1,655,240	1,473,920	1,528,520
計	最大稼働率	62.4%	55.6%	57.6%
	同上記録日	令和元年10月26日	令和2年9月9日	令和4年2月9日



(単位：m³)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度予算
204,600	204,600	204,600	204,600
30,790,770	29,131,190	29,530,810	30,012,900
84,128	79,811	80,906	82,227
41.1%	39.0%	39.5%	40.2%
131,370	127,220	130,160	117,700
64.2%	62.2%	63.6%	57.5%
令和6年1月17日	令和7年1月8日	令和8年1月21日	令和9年1月
490,700	490,700	490,700	490,700
102,617,070	99,833,360	90,683,550	91,488,600
280,375	273,516	248,448	250,654
57.1%	55.7%	50.6%	51.1%
334,580	319,760	316,440	328,400
68.2%	65.2%	64.5%	66.9%
令和5年12月13日	令和6年4月29日	令和8年2月9日	令和8年11月
872,000	872,000	872,000	872,000
165,179,300	164,393,700	170,632,400	170,910,400
451,310	450,394	467,486	468,248
51.8%	51.7%	53.6%	53.7%
531,200	557,800	564,000	635,000
60.9%	64.0%	64.7%	72.8%
令和5年8月3日	令和6年12月29日	令和8年2月9日	令和8年12月
465,000	465,000	465,000	465,000
78,528,980	77,408,960	77,183,100	76,844,300
214,560	212,079	211,461	210,532
46.1%	45.6%	45.5%	45.3%
241,460	296,240	259,760	313,000
51.9%	63.7%	55.9%	67.3%
令和6年1月17日	令和6年9月5日	令和8年2月18日	令和9年1月
318,500	318,500	318,500	318,500
36,690,000	37,074,000	35,109,600	38,379,800
100,246	101,573	96,191	105,150
31.5%	31.9%	30.2%	33.0%
187,800	189,800	182,800	127,900
59.0%	59.6%	57.4%	40.2%
令和5年6月4日	令和7年3月13日	令和8年3月10日	令和9年2月
301,600	301,600	301,600	301,600
81,203,800	80,994,300	81,063,900	81,063,900
221,868	221,902	222,093	222,093
73.6%	73.6%	73.6%	73.6%
243,300	243,300	243,300	301,600
80.7%	80.7%	80.7%	100.0%
令和5年7月1日	令和6年7月1日	令和7年7月1日	令和8年7月
2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
495,009,920	488,835,510	484,203,360	488,699,900
1,352,486	1,339,275	1,326,585	1,338,904
51.0%	50.5%	50.0%	50.5%
1,510,630	1,542,620	1,545,280	1,715,000
57.0%	58.2%	58.3%	64.7%
令和5年12月6日	令和6年9月2日	令和8年2月9日	令和9年1月



6 財 務

(1) 給 水 料 金

① 基本原則

資金ベースによる原価算定

原価の算定にあたっては、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費等は原価対象から控除し、資本的収支不足額を原価対象に含めるいわゆる資金ベースで行い、料金算定期間中の費用をその性質によって固定費と変動費に区分し、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収する。

統一料金

水源を遠隔地に求め、かつ給水区域の包括性を持つ企業団方式の採用という水道行政の広域化の指向から、水系及び給水地点のいかんにかかわらず統一料金とする。

責任水量制

構成団体の配分水量に応じた設備投資を行ったことから、資本費を中心とした固定費の回収を、配分水量比で行うこととした経費の責任分担方式を採用した。

以上により、現行の給水料金は、配分水量比で設定した基本水量を基礎にした基本料金と、実際の使用水量に係る使用料金とで構成されている。

ただし、寒川事業(暫定事業)に係る給水料金については、別に定めている。

② 現行の給水料金

現行の給水料金は、平成31年1月議会定例会において消費税及び地方消費税の引き上げに伴う料金の改定が議決され、同年10月1日から適用されている。

現在までの給水料金及び基本料金の算定基礎となる基本水量等の推移については、次のとおりとなっている。

③ 給水料金の推移

ア 直営事業の給水料金

経緯 区分	創設料金	第1回料金改定	基本水量の改定		第2回料金改定	共有水量の設定	消費税の料金転嫁	基本水量の圧縮 及び超過使用料 金の設定
			三保ダム一部取水	三保ダム全量取水				
議 会	昭和48年2月定例会	昭和50年8月臨時会	—	—	昭和55年10月定例会	—	平成元年7月臨時会	平成3年2月定例会
議 決 日	昭和48年3月11日	昭和50年9月8日	—	—	昭和55年10月27日	—	平成元年7月25日	平成3年2月7日
適 用 日	昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日	昭和60年4月1日	平成元年8月1日	平成3年4月1日
料金算定期間 等	昭和48～50年度 (3箇年間)	昭和51～52年度 (2箇年間)	昭和53～55年度 (3箇年間)		昭和56～58年度 (3箇年間)	—	—	—
平均改定率	—	45.46%	—		12.37%	—	消費税3%の転嫁	—
料 金	基本料金	37円/㎡	53円/㎡		59円/㎡	同 左	59円/㎡×1.03	同 左
	使用料金	3円/㎡	5円50銭/㎡		7円50銭/㎡	同 左	7円50銭/㎡ ×1.03	7円50銭(使用水量が1 日最大給水量を超えた ときは、超えた水量につ いては200円)/㎡×1.03
基 本 水 量	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	340,380㎡/日
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	506,520㎡/日
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	395,680㎡/日
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	16,740㎡/日
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	1,404,800㎡/日	1,259,320㎡/日
調 整 水 量	—	—	—	—	—	—	—	—
相互融通水量	—	—	—	—	—	—	—	195,480㎡/日(注2)
受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	(50,000㎡/日)
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	昭和49年4月1日	—	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	—	昭和60年4月1日	—
	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	同 左	同 左

注1 1日最大給水量は、基本水量の基礎となる団体別配分水量であり、1日を単位として供給できる水量の上限であって、実績水量ではない。

注2 平成3年度から平成10年度までの相互融通水量及び平成11年度から平成14年度までの調整水量は、受水者共有水量を含む。

注3 第4回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の基本料金の設定による総体的な平均改定率は△11.06%となる。

注4 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除について

平成18年度及び平成19年度に限り、各受水者の直営事業の給水料金(基本料金)について、次の①②の合計額を免除する。

①[定率免除額]免除前の基本料金の12.00%に相当する金額

②[定量免除額]1日当たり2,000㎡の基本水量に対する基本料金に相当する金額

なお、基本料金に換算すると「44円68銭/㎡×1.05」への引下げ(△12.39%の改定)に相当する。

注5 第5回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第1回改定による総体的な平均改定率は△12.69%となる。

注6 第6回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第2回改定による総体的な平均改定率は△3.2%となる。

注7 第7回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第3回改定による総体的な平均改定率は△7.9%となる。

第3回料金改定	消費税率の改定		基本水量及び共有水量の改定 (相模川水系基本水量化及び調整水量設定)		基本水量の改定	第4回料金改定		第5回料金改定
平成4年9月定例会	平成9年2月定例会		—		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	同 左	平成20年1月定例会
平成4年10月13日	平成9年2月12日		—		平成13年2月13日	平成15年2月3日	同 左	平成20年2月18日
平成5年4月1日	平成9年4月1日		平成11年4月1日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成20年4月1日
平成5～8年度 (4箇年間)	—		平成11～12年度 (2箇年間)		平成13～14年度 (2箇年間)	平成15～19年度 (5箇年間)		平成20～24年度 (5箇年間)
13.21%	消費税及び地方消費税5%		—		—	△21.64%(注3)		△14.44%(注5)
67円/㎡×1.03	67円/㎡×1.05		同 左		同 左	51円/㎡×1.05	同左(一部免除(注4))	42円50銭/㎡×1.05
8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03	8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.05		同 左		同 左	10円/㎡×1.05	同 左	10円80銭/㎡×1.05
同 左	同 左		388,960㎡/日		582,060㎡/日	612,700㎡/日	669,400㎡/日	同 左
同 左	同 左		511,820㎡/日		704,230㎡/日	741,300㎡/日	784,500㎡/日	同 左
同 左	同 左		372,020㎡/日		458,420㎡/日	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同 左
同 左	同 左		31,710㎡/日		59,090㎡/日	62,200㎡/日	72,800㎡/日	同 左
同 左	同 左		1,304,510㎡/日		1,803,800㎡/日	1,919,800㎡/日	2,032,300㎡/日	同 左
—	—		382,790㎡/日(注2)		116,000㎡/日(注2)	—	—	—
同 左	同 左		—		—	—	—	—
同 左	同 左		(20,000㎡/日)		同 左	—	—	—
—	—	平成10年7月23日	平成11年4月1日	平成12年4月1日	—	—	平成18年4月1日	—
同 左	同 左	439,900㎡/日	495,500㎡/日	612,700㎡/日	同 左	同 左	669,400㎡/日	同 左
同 左	同 左	609,700㎡/日	652,000㎡/日	741,300㎡/日	同 左	同 左	784,500㎡/日	同 左
同 左	同 左	同 左	479,400㎡/日	483,600㎡/日	同 左	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同 左
同 左	同 左	30,000㎡/日	40,400㎡/日	62,200㎡/日	同 左	同 左	72,800㎡/日	同 左
同 左	同 左	同 左	20,000㎡/日	同 左	同 左	—	—	—
同 左	同 左	1,574,800㎡/日	1,687,300㎡/日	1,919,800㎡/日	同 左	同 左	2,032,300㎡/日	同 左

(次ページへつづく)

ア 直営事業の給水料金(つづき)

経緯 区分		第6回料金改定	消費税率の改定	第7回料金改定	消費税率の改定
議 会		平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	平成28年1月定例会	平成31年1月定例会
議 決 日		平成23年2月9日	平成26年2月12日	平成28年2月12日	平成31年2月1日
適 用 日		平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成28年4月1日	令和元年10月1日
料金算定期間等		平成23～27年度 (5箇年間)	—	平成28～令和2年度 (5箇年間)	—
平 均 改 定 率		△2.3%(注6)	消費税及び 地方消費税8%	△6.2%(注7)	消費税及び 地方消費税10%
料 金	基 本 料 金	40円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.08	36円80銭/㎡×1.08	36円80銭/㎡×1.10
	使 用 料 金	12円50銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.08	14円/㎡×1.08	14円/㎡×1.10
基 本 水 量	神 奈 川 県	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	川 崎 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 須 賀 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	計	同 左	同 左	同 左	同 左
調 整 水 量		—	—	—	—
相互融通水量		—	—	—	—
受 水 者 共 有		—	—	—	—
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	—	—	—	—
	神 奈 川 県	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	川 崎 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 須 賀 市	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—	—
計		同 左	同 左	同 左	同 左

イ 寒川事業（暫定事業）の給水料金

経緯 区分		寒川事業の実施に伴う 寒川事業使用料金の設定	寒川事業基本料金の設定	第1回料金改定	第2回料金改定	消費税率の改定	第3回料金改定	消費税率の改定
議会		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	平成28年1月定例会	平成31年1月定例会
議決日		平成13年2月13日	平成15年2月3日	平成20年2月18日	平成23年2月9日	平成26年2月12日	平成28年2月12日	平成31年2月1日
適用日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成28年4月1日	令和元年10月1日
料金算定期間		—	平成15～19年度 （5箇年間）	平成20～24年度 （5箇年間）	平成23～27年度 （5箇年間）	—	平成28～令和2年度 （5箇年間）	—
平均改定率		—	—	0.81%	△10.1%	消費税及び 地方消費税8%	△19.6%	消費税及び 地方消費税10%
料金	基本料金	—	24円80銭/㎡×1.05	25円/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.08	17円30銭/㎡×1.08	17円30銭/㎡×1.10
	使用料金	神奈川県 17円30銭/㎡×1.05 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.05	同 左	同 左	同 左	神奈川県 17円30銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.08	神奈川県 19円60銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 19円50銭/㎡×1.08	神奈川県 19円60銭/㎡×1.10 横浜市及び横須賀市 19円50銭/㎡×1.10
基本 水量	神奈川県	—	318,500㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	—	242,300㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	横須賀市	—	32,700㎡/日	同 左	37,300㎡/日	同 左	59,300㎡/日	同 左
	計	—	593,500㎡/日	同 左	598,100㎡/日	同 左	620,100㎡/日	同 左

(2) 損益計算書

項 目	年 度	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
		決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
1 営 業 収 益		38,662,801	100.0%	38,621,060	99.9%
(1) 給 水 収 益		38,588,833	100.0	38,558,103	99.9
(2) そ の 他 営 業 収 益		73,967	100.0	62,957	85.1
2 営 業 費 用		37,169,153	100.0	36,900,635	99.3
(1) 原 水 費		7,177,272	100.0	6,994,542	97.5
(2) 浄 水 費		6,329,725	100.0	6,446,277	101.8
(3) 送 水 費		1,035,689	100.0	1,104,123	106.6
(4) 業 務 費		620,070	100.0	532,406	85.9
(5) 総 係 費		1,166,460	100.0	1,169,292	100.2
(6) 議 会 及 び 監 査 費		14,155	100.0	13,920	98.3
(7) 減 価 償 却 費		20,396,430	100.0	20,077,867	98.4
(8) 資 産 減 耗 費		429,351	100.0	562,208	130.9
営 業 利 益 (△ 損 失)		1,493,647	100.0	1,720,425	115.2
3 営 業 外 収 益		3,946,209	100.0	3,849,789	97.6
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,573	100.0	819	52.1
(2) 繰 入 金		3,000	100.0	0	—
(3) 長 期 前 受 金 戻 入		3,861,217	100.0	3,786,741	98.1
(4) 雑 収 益		80,419	100.0	62,229	77.4
4 営 業 外 費 用		2,612,267	100.0	2,048,748	78.4
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費		2,610,776	100.0	2,047,813	78.4
(2) 雑 支 出		1,490	100.0	936	62.8
経 常 利 益 (△ 損 失)		2,827,590	100.0	3,521,466	124.5
5 特 別 利 益		73,454	100.0	22,959	31.3
(1) 固 定 資 産 売 却 益		0	—	0	—
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益		0	—	0	—
(3) そ の 他 特 別 利 益		73,454	100.0	22,959	31.3
6 特 別 損 失		0	—	0	—
(1) 臨 時 損 失		0	—	0	—
(2) そ の 他 特 別 損 失		0	—	0	—
当 年 度 純 利 益 (△ 純 損 失)		2,901,043	100.0	3,544,425	122.2
繰 越 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)		3,629,238	100.0	4,784,092	131.8
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額		△1,746,189	100.0	△1,883,049	107.8
利 益 剰 余 金 (△ 欠 損 金)		4,784,092	100.0	6,445,468	134.7

注 決算額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率
38,856,924	100.5%	38,532,950	99.7%	38,945,540	100.7%	38,773,510	100.3%
38,702,175	100.3	38,470,644	99.7	38,881,215	100.8	38,710,255	100.3
154,749	209.2	62,305	84.2	64,325	87.0	63,255	85.5
34,906,996	93.9	35,370,412	95.2	35,094,602	94.4	35,331,606	95.1
7,374,612	102.7	8,281,054	115.4	8,184,259	114.0	8,186,347	114.1
6,631,541	104.8	7,060,997	111.6	7,150,733	113.0	7,481,310	118.2
1,092,246	105.5	1,307,387	126.2	1,236,630	119.4	1,322,523	127.7
494,889	79.8	500,167	80.7	506,602	81.7	589,401	95.1
1,295,345	111.0	1,289,521	110.5	1,302,717	111.7	1,341,512	115.0
13,730	97.0	13,648	96.4	14,324	101.2	14,401	101.7
17,188,797	84.3	16,389,651	80.4	16,163,864	79.2	15,927,228	78.1
815,835	190.0	527,987	123.0	535,474	124.7	468,883	109.2
3,949,928	264.4	3,162,538	211.7	3,850,938	257.8	3,441,904	230.4
3,747,310	95.0	3,698,050	93.7	3,604,932	91.4	3,570,796	90.5
806	51.2	1,047	66.6	2,847	181.0	24,273	1543.1
0	-	0	-	0	-	0	-
3,686,377	95.5	3,623,074	93.8	3,545,339	91.8	3,494,474	90.5
60,127	74.8	73,930	91.9	56,746	70.6	52,050	64.7
1,659,981	63.5	1,300,190	49.8	991,565	38.0	751,948	28.8
1,659,364	63.6	1,297,777	49.7	990,674	37.9	749,479	28.7
618	41.5	2,414	162.0	891	59.8	2,469	165.7
6,037,256	213.5	5,560,397	196.6	6,464,306	228.6	6,260,752	221.4
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
6,037,256	208.1	5,560,397	191.7	6,464,306	222.8	6,260,752	215.8
6,445,468	177.6	11,032,203	304.0	14,820,387	408.4	17,241,036	475.1
△1,450,522	83.1	△1,772,213	101.5	△4,043,656	231.6	△4,898,077	280.5
11,032,203	230.6	14,820,387	309.8	17,241,036	360.4	18,603,711	388.9

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

年 度 項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 固 定 資 産	466,830,251	454,471,526	442,825,979	433,643,342	425,203,115	417,917,829
(1) 有形固定資産	267,147,689	263,644,090	258,355,725	254,995,778	252,178,278	250,512,652
(2) 無形固定資産	199,282,562	190,427,436	184,070,254	178,247,564	172,424,837	166,605,177
(3) 投 資	400,000	400,000	400,000	400,000	600,000	800,000
2 流 動 資 産	18,058,278	22,367,600	22,320,067	21,965,291	24,970,371	27,843,235
(1) 現 金 ・ 預 金	13,919,354	18,361,232	17,886,913	17,605,122	20,505,715	23,616,492
(2) 未 収 金	3,780,587	3,859,927	3,867,341	3,973,029	4,111,410	3,945,805
(3) 貯 蔵 品	113,018	113,018	113,018	113,018	148,513	148,513
(4) 前 払 金	245,319	33,423	452,795	274,122	204,733	132,426
資 産 合 計	484,888,530	476,839,126	465,146,046	455,608,632	450,173,486	445,761,064
3 固 定 負 債	91,254,474	80,654,127	69,048,069	58,382,765	49,519,605	42,890,770
(1) 企 業 債	88,349,440	77,747,222	66,006,378	55,257,970	46,190,876	39,541,239
(2) 引 当 金	2,905,034	2,906,905	3,041,691	3,124,795	3,328,729	3,349,531
4 流 動 負 債	20,657,864	23,332,428	20,821,914	19,870,363	20,122,478	19,508,318
(1) 企 業 債	15,383,311	15,194,718	14,140,844	13,035,008	11,778,093	10,149,638
(2) 未 払 金	4,746,754	7,675,014	6,230,045	6,387,128	7,889,162	8,911,411
(3) 未 払 費 用	98,573	82,913	68,329	54,529	42,695	33,368
(4) 預 り 金	119,405	118,817	125,003	127,847	134,376	124,959
(5) 引 当 金	309,821	260,966	257,694	265,851	278,152	288,943
5 繰 延 収 益	111,089,338	107,421,293	103,807,528	100,326,573	97,038,165	93,607,987
(1) 長 期 前 受 金	217,848,042	217,803,853	217,484,667	217,535,117	217,348,060	217,207,000
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 106,758,704	△ 110,382,561	△ 113,677,139	△ 117,208,544	△ 120,309,895	△ 123,599,013
負 債 合 計	223,001,676	211,407,848	193,677,511	178,579,700	166,680,248	156,007,074
6 資 本 金	252,924,420	254,807,469	256,257,991	258,030,204	262,073,860	266,971,937
7 剰 余 金	8,962,433	10,623,809	15,210,544	18,998,728	21,419,378	22,782,053
(1) 資 本 剰 余 金	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341
(2) 利益剰余金(△欠損金)	4,784,092	6,445,468	11,032,203	14,820,387	17,241,036	18,603,711
資 本 合 計	261,886,854	265,431,278	271,468,535	277,028,932	283,493,238	289,753,990
負 債 資 本 合 計	484,888,530	476,839,126	465,146,046	455,608,632	450,173,486	445,761,064

注 金額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(4) 財務分析比率表

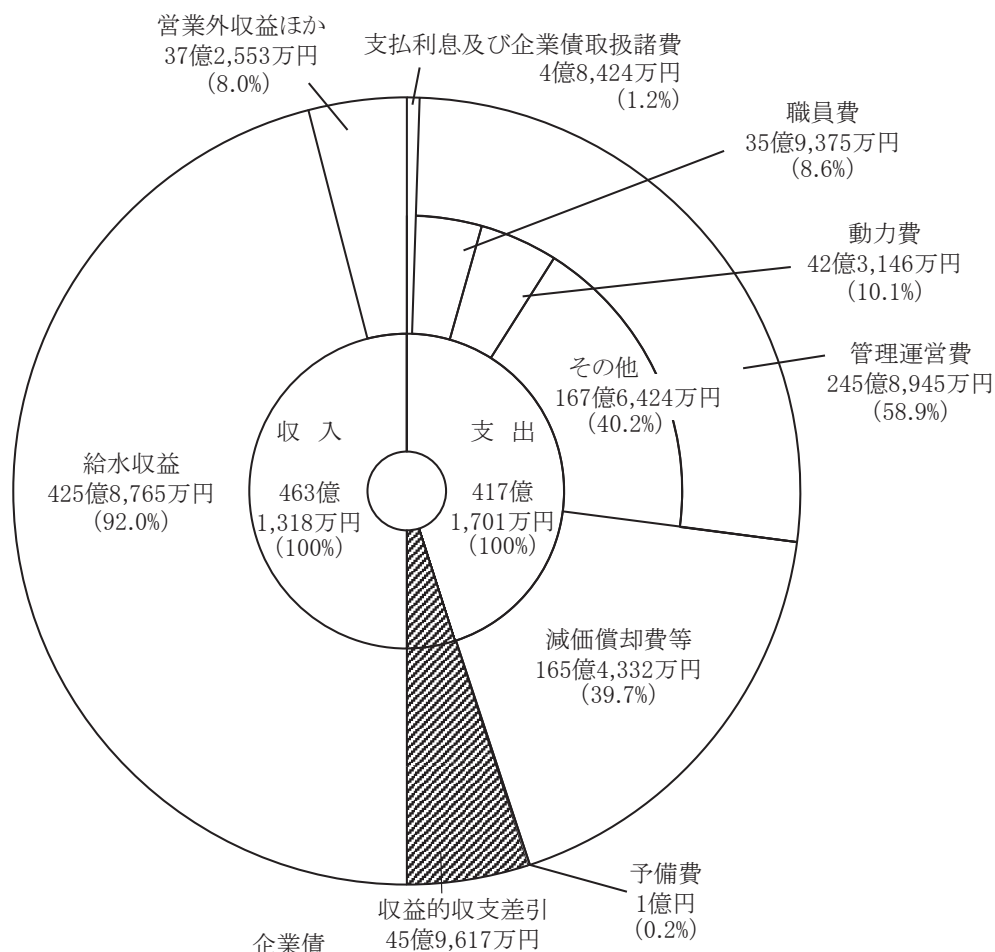
分 析 項 目		比 率						算 式
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
施設効 率	施設利用率 (%)	48.9	49.3	50.3	48.7	51.0	50.5	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	最大稼働率 (%)	62.4	55.6	57.6	55.3	57.0	58.2	$\frac{1 \text{ 日最大給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	負 荷 率 (%)	78.3	88.7	87.4	88.0	89.5	86.8	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日最大給水量}} \times 100$
	固定資産使用効率 (㎡/万円)	18.1	18.5	19.3	18.9	20.1	20.0	$\frac{\text{年 間 給 水 量}}{\text{建設仮勘定を除く有形固定資産}} \times 10,000$
経済 性	総資本利益率 (%)	0.6	0.7	1.3	1.2	1.4	1.4	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	総収支比率 (%)	107.3	109.1	116.5	115.2	117.9	117.4	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$
安全 性	流動比率 (%)	87.4	95.9	107.2	110.5	124.1	142.7	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
	当座比率 (酸性試験比率) (%)	85.7	95.2	104.5	108.6	122.3	141.3	$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
	固定比率 (%)	125.2	121.9	118.0	114.9	111.7	109.0	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	自己資本構成比率 (%)	76.9	78.2	80.7	82.8	84.5	86.0	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{総資本(資本} + \text{負債)}} \times 100$
	固定負債構成比率 (%)	18.8	16.9	14.8	12.8	11.0	9.6	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{総資本(資本} + \text{負債)}} \times 100$
	固定資産構成比率 (%)	96.3	95.3	95.2	95.2	94.5	93.8	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{総 資 産}} \times 100$
その他	利子負担率 (%)	2.5	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	$\frac{\text{支払利息} + \text{建設利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良に充てるための企業債・長期借入金} + \text{その他の企業債・長期借入金}} \times 100$
	供給単価 (円)	81.33	80.78	79.41	81.59	78.55	79.19	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年間有収水量}}$
	給水原価 (円)	75.71	73.67	67.47	70.09	65.74	66.67	$\frac{\text{総費用} - \text{特別損失} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間有収水量}}$

(5) 令和8年度予算の概要

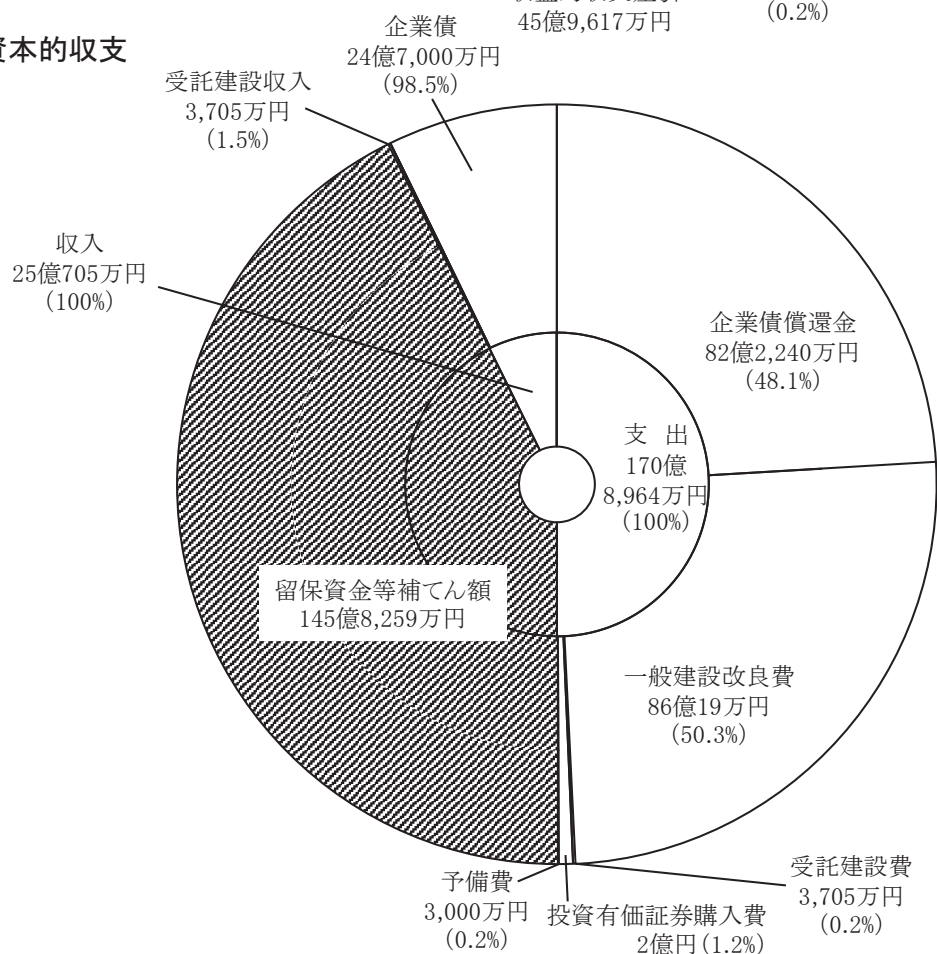
区 分		予 算 額	備 考
損	用 水 供 給 事 業 収 益	46,313,179千円	
	営 業 収 益	42,657,220	年間総供給水量 488,699,900 m ³ 給水収益 42,587,654 千円 供給単価 87円14銭(79円22 銭) その他営業収益 69,566 千円
	営 業 外 収 益	3,655,959	長期前受金戻入 3,497,882 千円 その他 158,077
	用 水 供 給 事 業 費 用	41,717,007	給水原価 85円36銭 (78円71 銭)
	営 業 費 用	39,483,508	職員費 3,593,750 千円 動力費 4,231,461 委託料 5,386,517 うち寒川事業委託料 2,566,290 修繕費 2,781,391 負担金及び交付金 1,853,624 ダム管理費 2,816,076 減価償却費等 16,543,320 その他 2,277,369
益	営 業 外 費 用	2,133,499	支払利息及び企業債取扱諸費 484,235 千円 その他 1,649,264
	予 備 費	100,000	
	収 支 差 引	4,596,172	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等 631,306 千円 同控除後の損益 3,964,866
資 本	用 水 供 給 事 業 資 本 的 収 入	2,507,051	
	企 業 債	2,470,000	施設更新等整備事業充当 2,470,000 千円
	そ の 他 資 本 的 収 入	37,051	
	用 水 供 給 事 業 資 本 的 支 出	17,089,637	
	受 託 建 設 費	37,051	
	一 般 建 設 改 良 費	8,600,185	
	投 資 有 価 証 券 購 入 費	200,000	
	企 業 債 償 還 金	8,222,401	
	予 備 費	30,000	
	収 支 差 引	△ 14,582,586	
前 年 度 末 資 金 過 不 足 額		13,871,519	
当 年 度 資 金 発 生 額		3,056,224	
累 積 資 金 過 不 足 額		16,927,743	

注 供給単価及び給水原価の()内金額は、消費税及び地方消費税控除後の額

収益的収支



資本的収支



(注) 計数については、1万円未満を調整のうえ表示している。

(6) 一般会計からの繰出金

一般会計からの繰出金は、地方公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として実施されている制度である。

当企業団では、構成団体との協議を経て、主に創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）の国庫補助対象事業に対して繰出金を受けてきた。これまでの繰出金の受入状況は、下表のとおりである。

相模川水系建設事業（第1期）の対象企業債の償還が令和元年度をもって終了したことから、創設事業を含めた従前の建設事業に伴う繰出金の受入れは終了した。

現在は、総務省の地方公営企業繰出金通知に示されている事項のうち、水道管路の耐震化事業費のうち上積み実施部分に係る経費及び地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費について要望を行っている。令和7年度においては、令和8年度要望額として、54,894.4万円を要望したが、実現に至らなかった。

なお、平成26年度に「がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）」が創設され、これに伴い構成団体の一般会計から繰出しを受けた。その内訳は、平成26年度は横須賀市から交付金176.7万円、平成27年度に交付金相当額として横浜市から906.3万円、川崎市から389.4万円である。

他方で、平成26年度には、宮ヶ瀬ダム建設事業費の精算還付に伴い、還付金のうち繰出金相当額（神奈川県2,500万円、横浜市1,900万円、川崎市100万円、横須賀市500万円）を返還している。

繰出金執行状況

（単位：千円）

区 分				年 度	令和元年度まで	令和2年度～ 令和7年度	累 計	令和8年度 (当初予算額)
建設時繰出	建設時繰出額(1)				113,590,000	0	113,590,000	0
	内 訳	神奈川県	50.4%	57,261,000	0	57,261,000	0	
		横浜市	38.4%	43,626,000	0	43,626,000	0	
		川崎市	1.8%	2,034,000	0	2,034,000	0	
		横須賀市	9.4%	10,669,000	0	10,669,000	0	
		うち三浦市	24.508%	2,611,000	0	2,611,000	0	
償還金繰出	建設金仮	元 金 分			7,636,000	0	7,636,000	0
		内 訳	神奈川県	50.4%	3,855,000	0	3,855,000	0
			横浜市	38.4%	2,935,000	0	2,935,000	0
			川崎市	1.8%	133,000	0	133,000	0
			横須賀市	9.4%	713,000	0	713,000	0
			うち三浦市	24.508%	176,000	0	176,000	0
		利 息 分 (2)			18,880,000	0	18,880,000	0
	勘定	内 訳	神奈川県	50.4%	9,522,000	0	9,522,000	0
			横浜市	38.4%	7,253,000	0	7,253,000	0
			川崎市	1.8%	335,000	0	335,000	0
			横須賀市	9.4%	1,770,000	0	1,770,000	0
			うち三浦市	24.508%	434,000	0	434,000	0

区 分				年 度	令和元年度まで	令和２年度～ 令和７年度	累 計	令和８年度 (当初予算額)
償 還 金 定 線 出	相 模 本	内 訳	元 金 分		29,049,000	0	29,049,000	0
			神 奈 川 県	50.4%	14,654,000	0	14,654,000	0
			横 浜 市	38.4%	11,164,000	0	11,164,000	0
			川 崎 市	1.8%	511,000	0	511,000	0
			横 須 賀 市	9.4%	2,720,000	0	2,720,000	0
			う ち 三 浦 市	24.508%	665,000	0	665,000	0
	勘 定	内 訳	利 息 分		15,295,000	0	15,295,000	0
			神 奈 川 県	50.4%	7,723,000	0	7,723,000	0
			横 浜 市	38.4%	5,882,000	0	5,882,000	0
			川 崎 市	1.8%	261,000	0	261,000	0
			横 須 賀 市	9.4%	1,429,000	0	1,429,000	0
			う ち 三 浦 市	24.508%	350,000	0	350,000	0
	創 設 本	内 訳	元 金 分		25,193,000	0	25,193,000	0
			神 奈 川 県	25.99%	6,549,000	0	6,549,000	0
			横 浜 市	38.69%	9,750,000	0	9,750,000	0
			川 崎 市	34.04%	8,582,000	0	8,582,000	0
			横 須 賀 市	1.28%	312,000	0	312,000	0
			利 息 分		13,693,000	0	13,693,000	0
	勘 定	内 訳	神 奈 川 県	25.99%	3,560,000	0	3,560,000	0
			横 浜 市	38.69%	5,300,000	0	5,300,000	0
			川 崎 市	34.04%	4,666,000	0	4,666,000	0
			横 須 賀 市	1.28%	167,000	0	167,000	0
相模川水系建設事業充当額(1)＋(2)				132,470,000	0	132,470,000	0	
総 合 計				223,336,000	0	223,336,000	0	
内 訳 合 計		神 奈 川 県		103,124,000	0	103,124,000	0	
		横 浜 市		85,910,000	0	85,910,000	0	
		川 崎 市		16,522,000	0	16,522,000	0	
		横 須 賀 市		17,780,000	0	17,780,000	0	
		う ち 三 浦 市		4,236,000	0	4,236,000	0	

7 施設概要

(1) 貯水施設

ア 三保ダム

酒匂川は、神奈川県西部に位置し、その源を富士山ろくに発し、西丹沢山塊の水を集めながら小田原市において相模湾にそそぐ、延長46km、流域面積582km²の県下では2番目に大きい河川である。

三保ダムは、この酒匂川の支川河内川の山北町神尾田地先に築造した高さ95m、総貯水量6,490万m³、有効貯水量5,450万m³の多目的ダムであり、このダムは洪水調節を行い（ダム地点における計画高水のピーク流量2,100m³/秒のうち850m³/秒を調節）、下流の取水地点において日量180万9,500m³（小田原市分24万5,200m³を含む。）の水道用水を取水するとともに、ダムの放流水を利用して発電を行い（最大出力7,000kW）、エネルギーの有効利用を図っている。

工事は河川管理者である神奈川県知事に全面的に委ねて実施され、建設費は約824億円、工期は昭和46年度から昭和53年度までであり、企業団が約717億円、治水（県）・発電が約107億円を負担している。なお、これらのダム管理に係る負担割合は、水道84.3%、治水15.2%、発電0.5%であった。

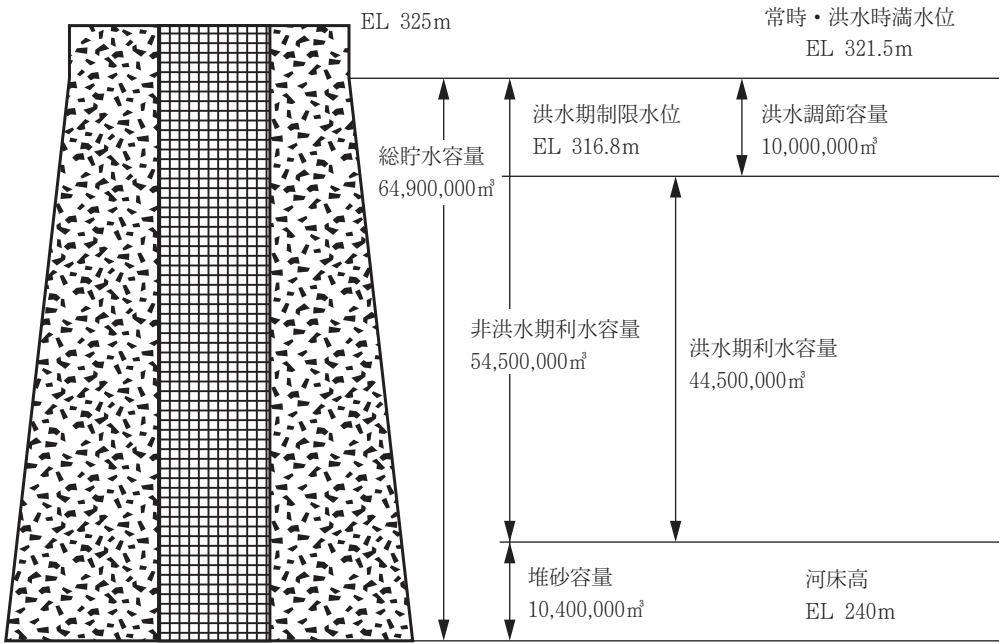
三保ダム平面図



三保ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県足柄上郡山北町神尾田尾崎	集 水 面 積	158.5km ²
右 岸	神奈川県足柄上郡山北町字田ノ入向	湛 水 面 積	2.18km ²
型 式	土質遮水壁型ロックフィルダム	総 貯 水 容 量	6,490万m ³
堤 高	95m	有 効 貯 水 容 量	5,450万m ³
堤 頂 長	587.7m	常 時 満 水 位	EL 321.5m
堤 体 積	581万6,000m ³	洪水期制限水位	EL 316.8m
非越流部標高	EL 325m	(6 / 15 ~ 10 / 15)	
		放 流 設 備	
		洪 水 吐	一式
		計 画 高 水 流 量	2,100m ³ /s

三保ダム容量配分図



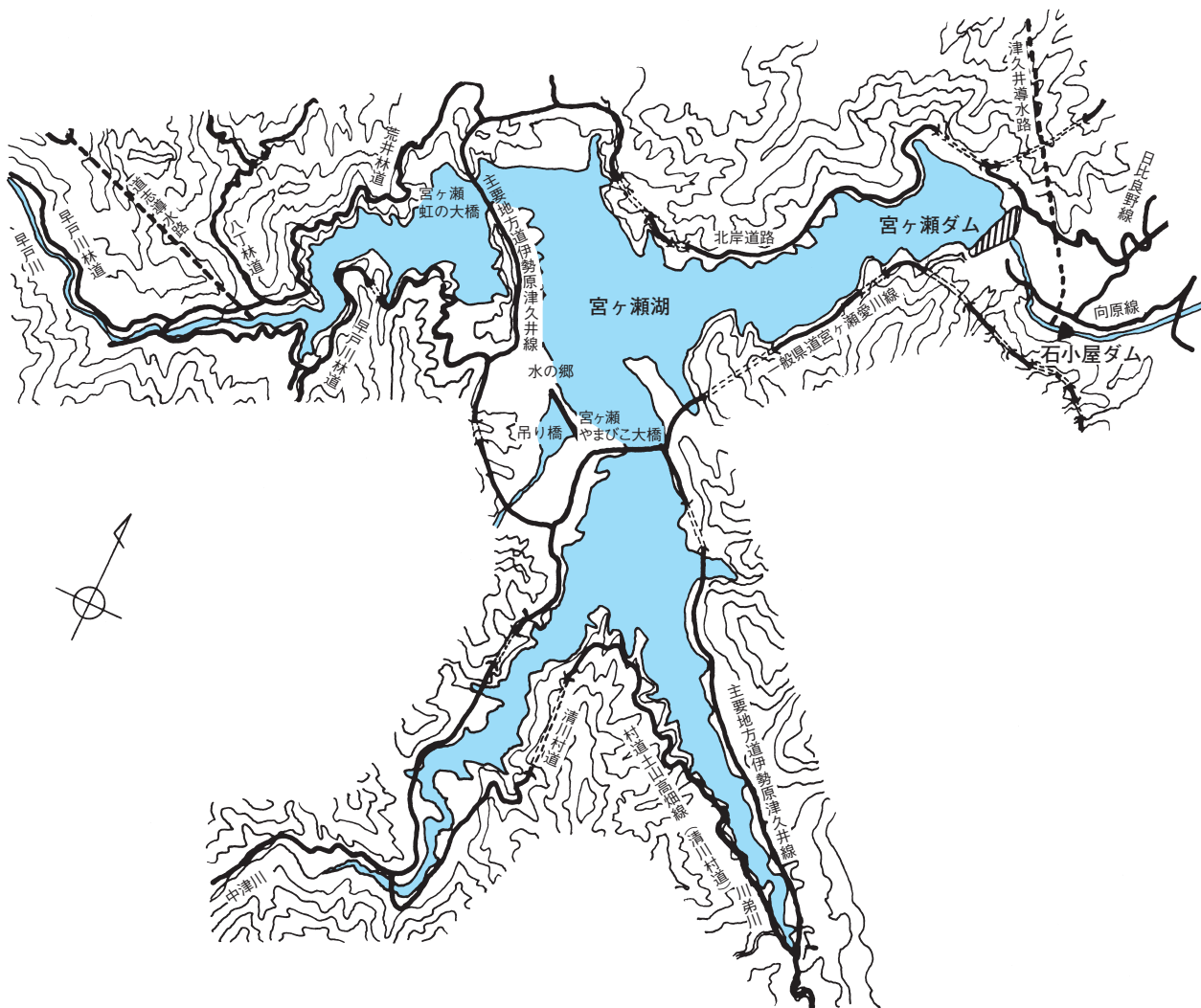
イ 宮ヶ瀬ダム

宮ヶ瀬ダムは、建設省（現国土交通省）が直轄事業として相模川水系中津川に建設した多目的ダムで、その目的は、相模川本川及び中津川の洪水調節（ダム地点の計画高水量1,700m³/秒のうち、1,600m³/秒を調節）、流水の正常な機能の維持、水道用水の取水（1日最大130万m³）、発電（最大出力25,400kW）である。

建設費は約3,993億円、工期は昭和46年度から平成12年度までであり、平成13年度から本格運用を行っている。

企業団は、昭和53年12月に決定された「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」において、ダム使用権（水道用水の取水を可能とするダムの貯留量を確保する権利）の設定予定者となったことに伴い、建設費の62.0%（消費税等を含めて2,484億912万余円）を負担した。ダム使用権は、平成13年4月1日に設定されている。なお、治水は36.9%、発電は1.1%の負担割合であった（維持管理費も同様）。

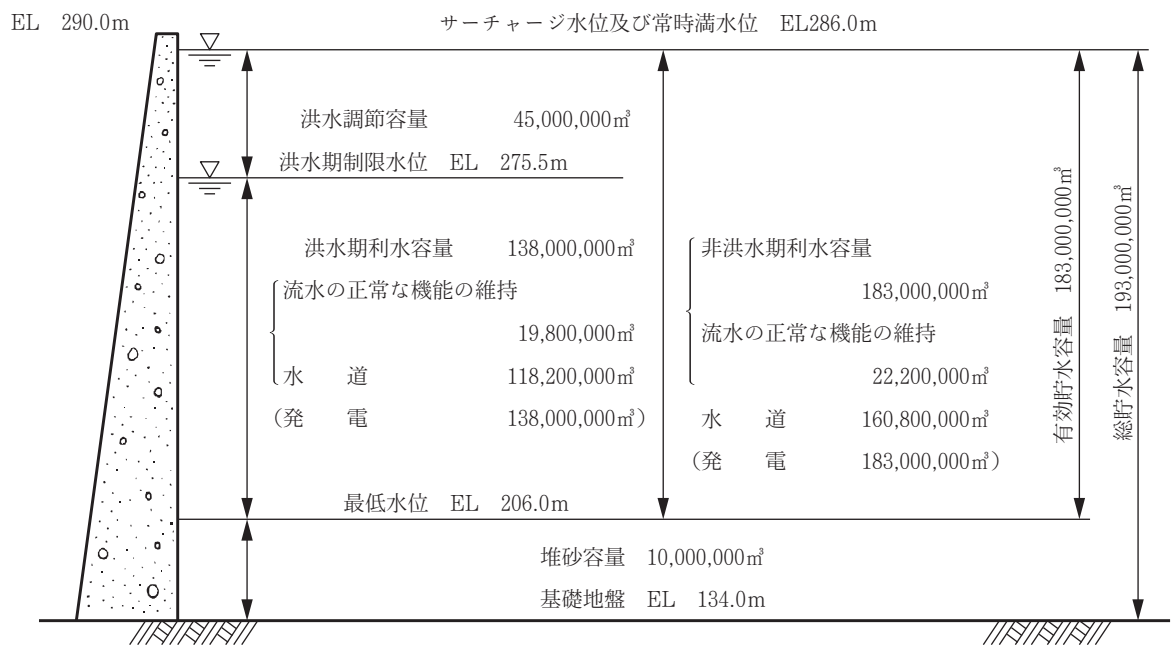
宮ヶ瀬ダム平面図



宮ヶ瀬ダムの諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県相模原市緑区青山地先	集 水 面 積	213.9km ² (導水流域112.5km ²)
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	湛 水 面 積	4.6km ²
右 岸	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先	総 貯 水 容 量	1 億9,300万m ³
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	有 効 貯 水 容 量	1 億8,300万m ³
型 式	重力式コンクリートダム	常 時 満 水 位	EL 286.0m
堤 高	156m	サーチャージ水位	EL 286.0m
堤 頂 長	約375m	設 計 洪 水 位	EL 288.5m
堤 体 積	約200万m ³	洪水期制限水位	EL 275.5m
非越流部標高	EL 290.0m	放 流 設 備	
		常 用 洪 水 吐	一式
		低水放流施設	選択取水設備
		計 画 高 水 流 量	1,700m ³ /s

宮ヶ瀬ダム容量配分図



(2) 取水・導水施設

ア 飯泉取水堰、沈砂池

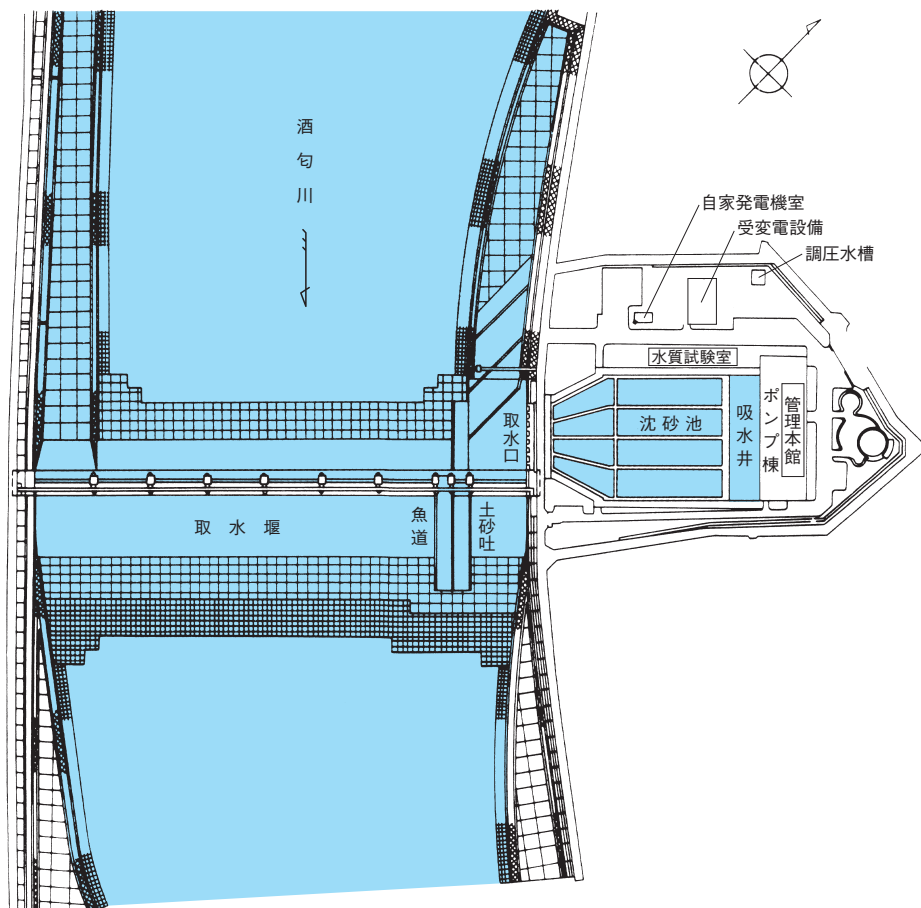
飯泉取水堰は、酒匂川の河口から約2.3kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大142万2,300m³の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類がそ上・降下できるよう魚道を設置している。

また、沈砂池は、酒匂川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
取 水 堰	(左岸) 小田原市中新田字押河原 (右岸) 小田原市扇町	型式 可動堰 堰高 5.4m (基礎面よりゲート天端まで) 堰長 342.5m 放流施設 洪水吐 純径間34.0m×扉高3.4m、ローラゲート1門 34.0m×扉高2.4m、ローラゲート5門 36.0m×扉高1.7m、転倒ゲート2門 土砂吐 10.0m×扉高3.4m、 フラップゲート付ローラゲート1門 魚道 プール式	
取 水 口	小田原市中新田字押河原	長さ17.5m×幅43.2m、流入水深1.0m 8門	取水位TP+8.4m
沈 砂 池	小田原市中新田字押河原	長さ111.0m×幅19.5m、有効水深4.0m 4槽	

飯泉取水施設平面図



イ 導 水 路

導水施設の基点は、小田原市飯泉の取水施設に隣接して築造した飯泉ポンプ場であり、ここから小田原市東部の上曽我にある曽我接合井との間に、内径3,100mmの導水管（延長約4.7km）を布設し、日量142万2,300m³の原水を6,300kWのポンプ4台で揚水する。

曽我接合井から先は、丹沢山塊の南ろくを通して相模川の右岸に至る延長約30kmの区間に、高さ、幅共に3.8m、勾配1,500分の1の導水トンネルを築造し、相模川を延長830mの鋼製水路橋で横断したのち左岸相模原市南区当麻に築造した相模原ポンプ場に到達する。相模原ポンプ場から出力4,600kWのポンプ4台で再度揚水を行って相模原浄水場、西長沢浄水場へ導水するが、この間、相模原市南区下溝の相模原分水池（相模原浄水場内）までは、内径2,800mmの導水管（延長約3.5km）を、更に相模原分水池から淵野辺接合井までは、内径2,600mmの導水管（延長約4.2km）を布設し、その先は、川崎市上下水道局の導水トンネルの余裕断面を使用して川崎市北部の西長沢浄水場に至るものである。なお、導水トンネルの途中の伊勢原市日向にポンプ所を設け、出力650kWのポンプ4台により伊勢原浄水場に揚水している。

施設概要

施 設		所 在 地	内 容	備 考
導 水 ト ン ネ ル		小田原市上曽我（曽我接合井）～厚木市上依知	①幅、高さ共3.8m 馬蹄型コンクリート造り ②円形無圧トンネル 内径4,000mm鋼管 合計延長29,889m	秦野、中津川サイフォンを含む
横道活性炭注入施設		足柄上郡大井町	貯蔵槽65m ³ 2槽 定量供給機 6～240kg/h 2台	導水トンネル内に注入
水 路 橋		厚木市上依知～相模原市南区当麻（相模原ポンプ場）	幅3.4m×高さ3.8m 鋼製箱桁型 延長873m	左右岸連絡水路（43m）含む
導 水 管		飯泉ポンプ場～曽我接合井	内径3,100mm 鋼管 延長4,731m	
		相模原ポンプ場～相模原分水池	内径2,800mm 鋼管 延長3,464m	
		相模原分水池～淵野辺接合井	内径2,600mm 鋼管 延長4,143m	
		横浜市水道局相模湖系導水管～相模原浄水場排水処理施設	内径800mm ダクタイル鉄管 延長116m	緊急時連絡管
接合井及び分水池	淵野辺接合井	相模原市中央区淵野辺本町	容量3,000m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池	
	相模原分水池	相模原市南区下溝（相模原浄水場内）	容量2,920m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池	
導 水 ポンプ	飯 泉	小田原市飯泉	出力6,300kW／台 4台	
	相 模 原	相模原市南区当麻	出力4,600kW／台 4台	
	伊 勢 原	伊勢原市日向（伊勢原浄水場内）	出力 650kW／台 4台	

ウ 相模大堰、社家ポンプ場

相模大堰は、相模川の河口から12.0kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大62万1,000m³（相模川水系建設事業〈第1期〉）の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類が自由に川を遡上・降下できるよう左右岸に魚道を設置している。

また、沈砂池は、相模川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

導水施設は、取水施設に隣接する社家ポンプ場と綾瀬浄水場系及び伊勢原浄水場系の2系統の導水管がある。

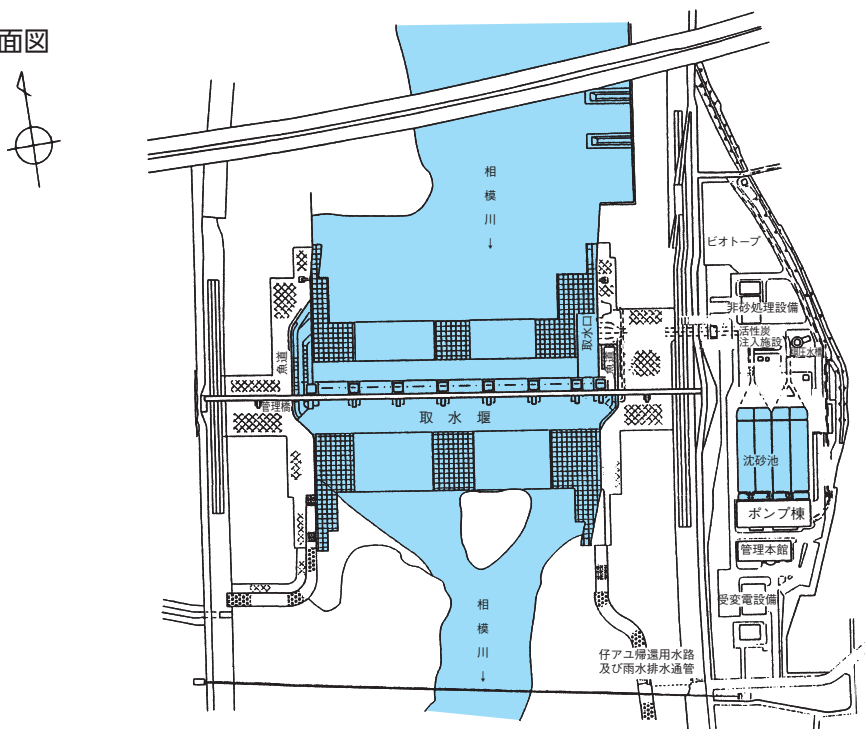
社家ポンプ場は綾瀬浄水場系の1,500kWのポンプ4台と伊勢原浄水場系の1,300kW及び1,400kWのポンプがそれぞれ2台あり、綾瀬浄水場系は綾瀬市吉岡にある綾瀬浄水場へ日量50万m³の原水を導水し、伊勢原浄水場系は伊勢原市日向にある伊勢原浄水場内の伊勢原接合井へ日量40万5,000m³の原水を導水することができる。

導水管は綾瀬浄水場系の内径2,600mmの導水管（延長約5.1km）と、伊勢原浄水場系の内径1,650mmの導水管（延長約9.0km）である。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
相 模 大 堰	(左岸) 海老名市社家 (右岸) 厚木市岡田	型式 可動堰 堰長495m(可動部 293.5m) 堰高2.75m ゲート形式 シェル構造ローラゲート 洪水吐ゲート 純径間42.0m×扉高2.75m 4門 調節ゲート 純径間40.0m×扉高2.75m 2門 土砂吐ゲート 純径間21.0m×扉高3.25m 1門 (うち、調節、土砂吐ゲートは起伏ゲート付シェル構造ローラゲート) 左右岸魚道(主魚道、副魚道、呼び水水路)	
取 水 口	海老名市社家	幅4.5m×4門 流入水深1.5m	取水位TP+10.0m
沈 砂 池	海老名市社家	有効長70.0m×幅17.5m×有効水深3.5m 4連	
導水ポンプ	海老名市社家	綾 瀬 方 面 出力1,500kW／台 4台 伊 勢 原 方 面 出力1,300kW／台 2台 出力1,400kW／台 2台	
導 水 管	社家ポンプ場～綾瀬浄水場	内径2,600mm、鋼管 延長5,107m	
	社家ポンプ場～伊勢原浄水場	内径1,650mm、鋼管及びダクタイル鋳鉄管 延長8,985m	

相模取水施設平面図



(3) 浄水施設

ア 伊勢原浄水場

所在地 神奈川県伊勢原市日向1297番地

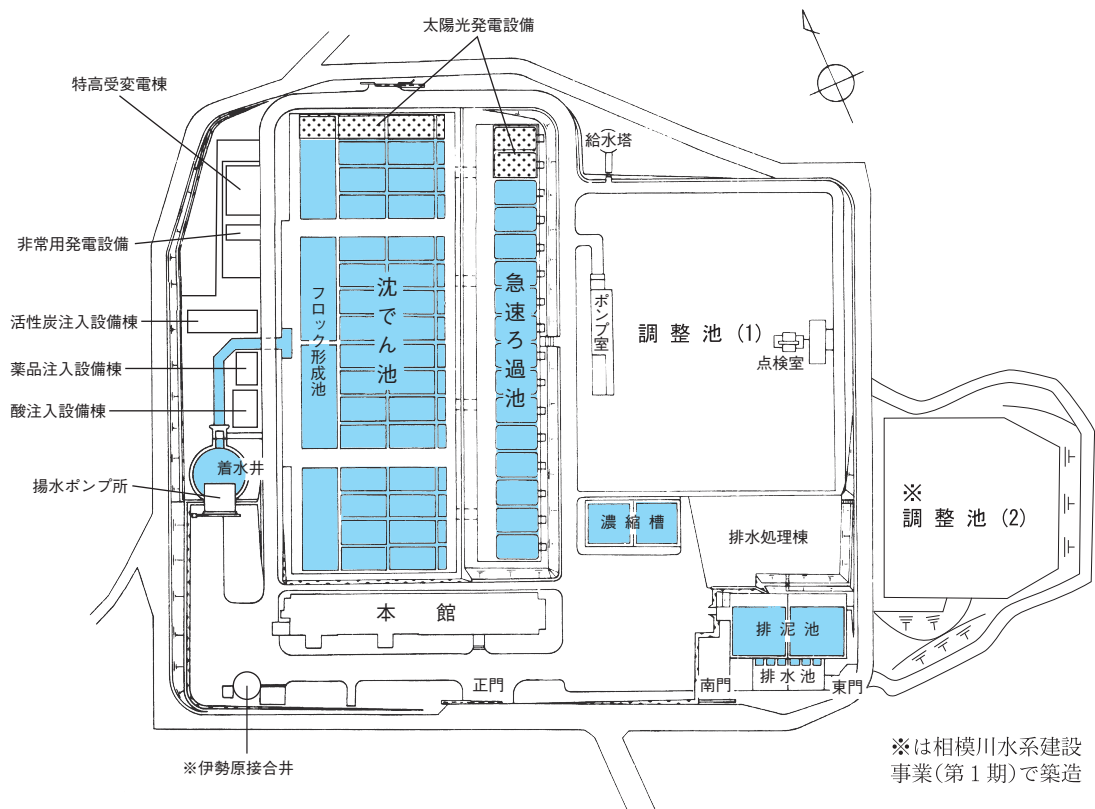
敷地面積 73,816㎡

施設能力 220,000㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深5.0m、有効容量1,100㎥	1池	HWL+117.0m
沈でん池	長さ40.7m×幅40.7m×深さ5.5m 1池当たり処理能力 55,000㎥／日 横流式傾斜板沈でん池	4池	
急速ろ過池	長さ16.6m×幅10.0m×深さ3.93m 重力式 ろ過面積137㎡／池、ろ過速度120m／日 1池当たり処理能力 16,400㎥／日	16池	
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、地下1階地上3階4,515㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、排水槽、放流水設備、排水処理棟	1式	
伊勢原接合井	内径10.4m×深さ56.2m 地下7階 ※相模川水系建設事業(第1期)で築造	1池	HWL+65.25m LWL+62.14m

伊勢原浄水場平面図



イ 相模原浄水場

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地

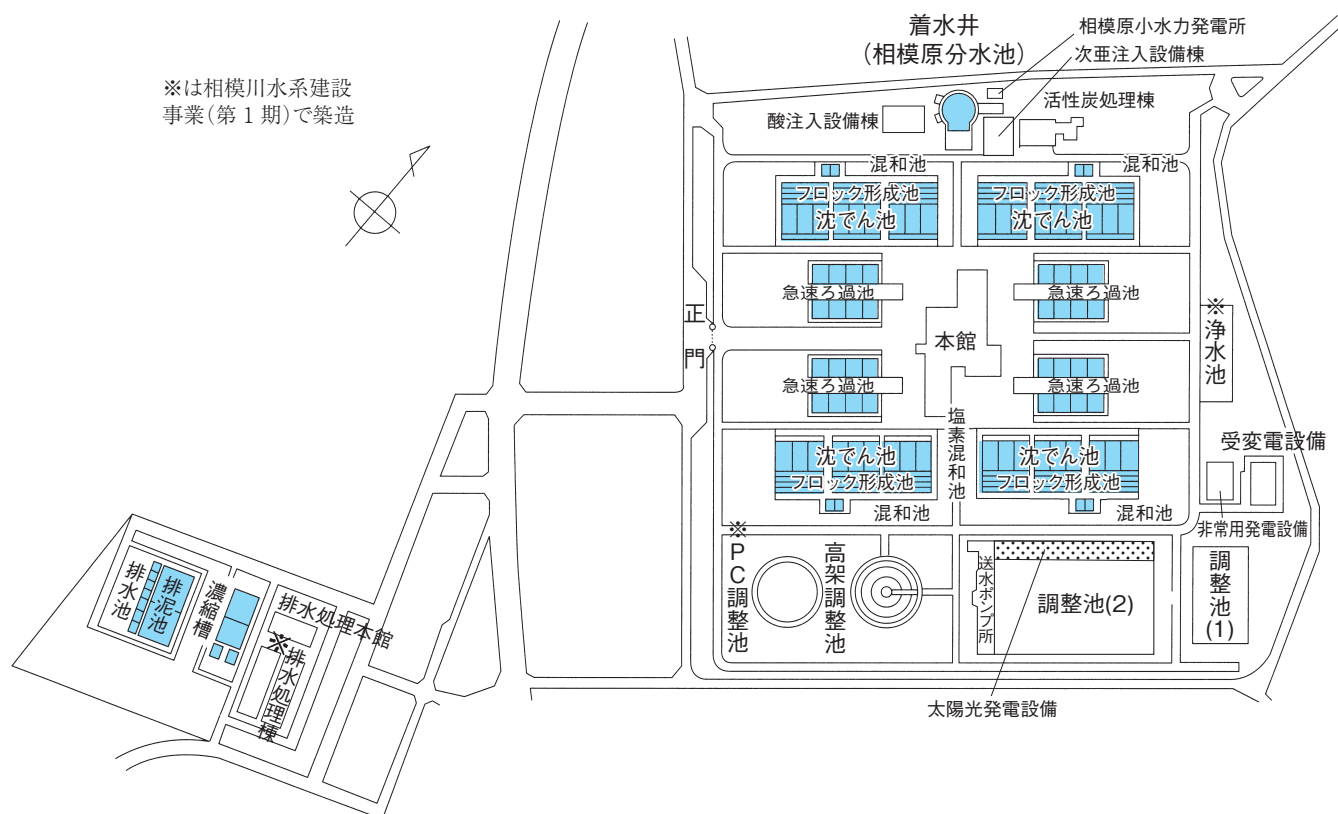
敷地面積 229,402m²

施設能力 527,600m³/日※

施設概要 (※は相模川水系建設事業(第1期)増強完了後の仕様)

施設	形状寸法	数量	備考
着水井 (相模原分水池)	内径20.0m×有効水深9.3m、有効容量2,920m ³	1池	HWL+110.3m
沈でん池	長さ25.5m×幅34.6m×深さ5.4m 1池当たり処理能力 44,000m ³ /日※ 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅11.8m×深さ3.85m 重力式 ろ過面積144m ² /池、ろ過速度130.9m ³ /日※ 1池当たり処理能力 18,850m ³ /日※	32池	
浄水池	長さ91.64m×幅49.62m×有効水深5.5m、有効容量23,000m ³ (相模川水系建設事業(第1期)で築造)	1池	HWL+103.0m LWL+ 97.5m
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、 地下1階地上4階9,496m ²	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機※、排水処理棟※	1式	

相模原浄水場平面図



ウ 西長沢浄水場

所在地 神奈川県川崎市宮前区潮見台4番1号

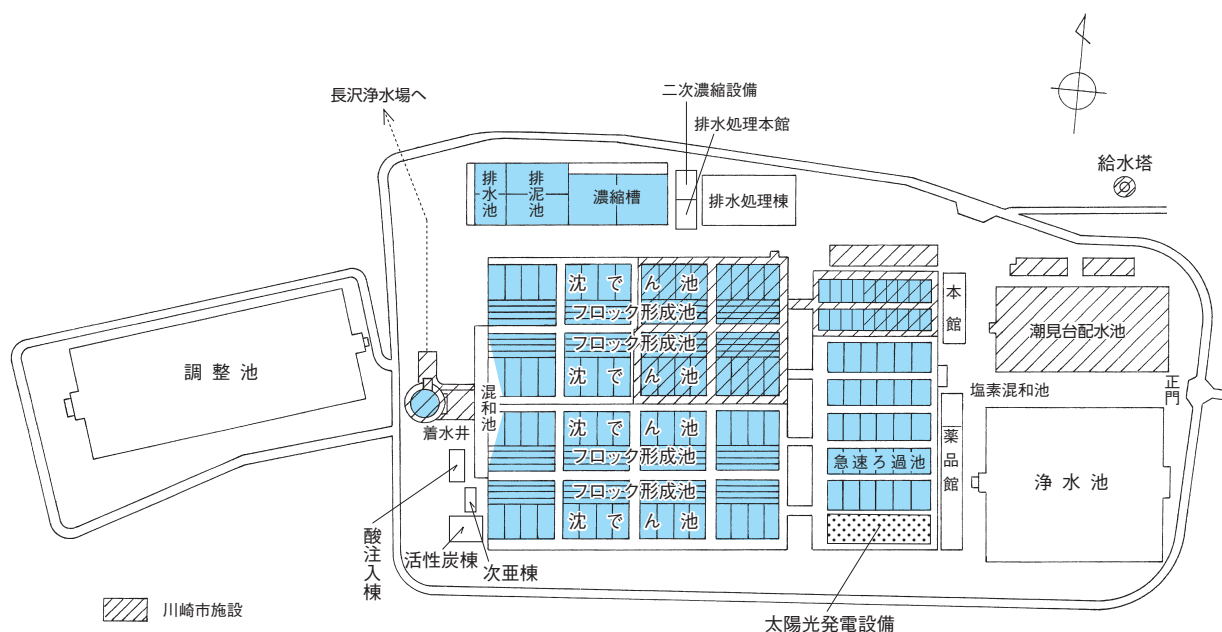
敷地面積 125,906㎡

施設能力 937,700㎥／日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深9.25m、有効容量2,900㎥	1池	川崎市施設 HWL+90.0m
沈でん池	長さ25.0m×幅40.9m×深さ5.2m 1池当たり処理能力 78,140㎥／日 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ17.4m×幅11.6m×深さ6.55m 重力式(自己逆流洗浄型) ろ過面積151㎡／池、ろ過速度177m／日 1池当たり処理能力 26,700㎥／日	36池	
浄水池	長さ107.2m×幅95.4m×有効水深5.0m、有効容量50,000㎥	1池	HWL+83.4m LWL+78.4m
本館	管理室、事務室、機械電気室、地下1階地上2階2,179㎡	1棟	
薬品館	自家発電機室、水質試験室	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、二次濃縮設備、ろ布走行型加圧脱水機、排水処理棟	1式	

西長沢浄水場平面図



工 綾瀬浄水場

所 在 地 神奈川県綾瀬市吉岡887番地

敷 地 面 積 234,495㎡

施 設 能 力 500,000㎥／日

施設概要

施 設	形 状 寸 法	数 量	備 考
着 水 井	長さ34.2m×幅14.0m×有効水深5.0m (小判型) 有効容量2,113㎥	1 池	HWL+45.7m
沈 で ん 池	長さ23.7m×幅30.8m×深さ6.3m 1 池当たり処理能力 62,500㎥／日 横流式傾斜板沈でん池 (フィン付傾斜板)	8 池	
急 速 ろ 過 池	長さ16.68m×幅10.44m×深さ7.1m 重力式 (自己逆流洗浄型) ろ過面積139.11㎡／池、ろ過速度179.7㎥／日 1 池当たり処理能力 25,000㎥／日	24池	
管 理 本 館	管理室、事務室、電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、自家発電機室、車庫兼災害倉庫、地下2階地上3階13,603㎡	1 棟	
排 水 処 理 設 備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、排水処理棟	1 式	

綾瀬浄水場平面図



(4) 送水施設 ア 創設事業

送水路線は、構成団体の送配水施設と密接な係を保つとともに、給水地点における管理を容易にするため、浄水場から自然流下方式により送水している。送水路線は浄水場別の3系統とし、構成団体に対し22箇所(臨海地区(4箇所)を1箇所として計上)の給水地点から必要水量を供給するもので、3系統合わせて内径2,800mmから内径700mmまでの送水管(延長約108km)が布設され、調整池9池(総有効容量273,600m³)が設置されている。また、本庁舎に隣接して企業団の水運用機能の中核である水運用センターを設置し、効率的な水運用を行っている。

施設概要

施 設			所 在 地	内 容	備 考
伊勢原浄水場系統	送 水 管			内径1,650mm～内径700mm 延長約39,200m	
	調 整 池	伊 勢 原(1)	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ111.4m×幅75.4m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+110.0m LWL+105.0m
		藤 沢	藤沢市稲荷	長さ76.0m×幅34.2m×有効水深8.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 47.5m LWL+ 39.5m
相模原浄水場系統	送 水 管			内径2,000mm～内径1,000mm 延長約31,400m	
	調 整 池	相 模 原(1)	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	長さ80.1m×幅51.7m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³ ※創設事業で浄水池として築造	HWL+102.6m LWL+ 97.6m
		相 模 原(2)	〃	長さ114.8m×幅80.0m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+102.3m LWL+ 97.3m
		相模原(高架)	〃	内径52.0m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		矢 指	横浜市旭区矢指町	1 号 池 長さ70.0m×幅19.5～47.2m(台形) ×有効水深5.0m 2 号 池 長さ85.8m×幅42.6m×有効水深5.0m 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 83.3m LWL+ 78.3m
	統 送 水 ポ ン プ	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)		出力900kW／台 3台 (他に相模川水系建設事業増設分1台あり)	
西長沢浄水場系統	送 水 管			内径2,800mm～内径1,000mm 延長約37,800m	
	調 整 池	西 長 沢	川崎市宮前区潮見台 (西長沢浄水場内)	長さ180.0m×幅68.8m×有効水深5.0m 有効容量60,000m ³	HWL+ 82.2m LWL+ 77.2m
		保 木	横浜市青葉区美しが丘西	長さ80.8m×幅51.8m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 79.2m LWL+ 74.2m
		港 北	横浜市都筑区二の丸	長さ80.3m×幅66.3m×有効水深6.5m 有効容量33,600m ³	HWL+ 60.0m LWL+ 53.5m

イ 相模川水系建設事業 (第 1 期)

送水路線は、新設の綾瀬浄水場から 3 系統、既設の相模原浄水場から 2 系統のほか、相模原浄水場系統と西長沢浄水場系統を連絡する送水管を布設し、構成団体に対し 17 箇所の給水地点から必要水量を供給している。これらの 6 系統合わせて内径 2,000mm から内径 600mm までの送水管延長約 95km を布設するとともに、調整池 9 池 (総有効容量 220,000m³) を築造した。

また、新設の綾瀬浄水場系統の送水管と既設の 2 浄水場 (伊勢原、相模原) 系統の送水管を連絡した他、既設の 2 浄水場 (相模原、西長沢) 系統の送水管を連絡した。このことにより、各浄水場間の浄水の相互融通が可能になった。

施設概要

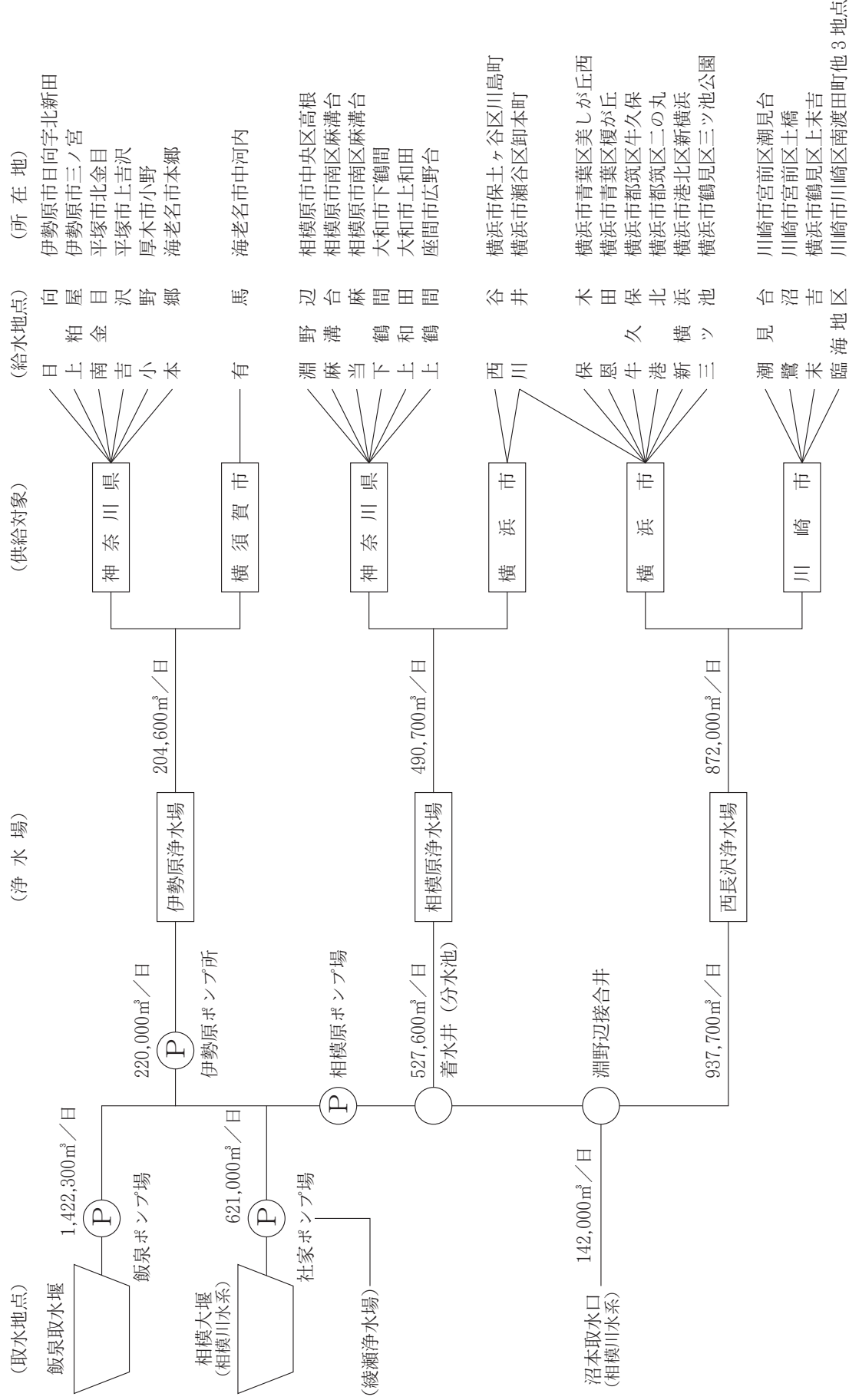
施 設		所 在 地	内 容	備 考	
綾瀬浄水場系統	送 水 管		内径2,000mm～内径600mm 延長約70,100m		
	調 整 池	綾瀬(1)・(2)	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	長さ88.8m×幅84.8m×有効水深7.0m 有効容量50,000m ³ ×2 池	HWL+ 32.7m LWL+ 25.7m
		小 雀	横浜市戸塚区 小雀町	1 号 池 長さ74.7m×幅17.7m×有効水深6.0m (台形) 2 号 池 長さ89.7～14.2m×幅19.2～52.7m×有効水深6.0m (L形) 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 54.0m LWL+ 48.0m
	池	朝 比 奈	横浜市栄区上郷町	1 号 池 長さ113.8m×幅23.05m×有効水深6.0m 2 号 池 “ 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 93.0m LWL+ 87.0m
		田 浦	逗子市沼間	内径26.0m×有効水深10.0m 有効容量5,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 72.0m
		太 田 和	横須賀市平作	長さ50.35m×幅54.0m×有効水深4.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 78.0m
	送 水 ポンプ	綾瀬送水 ポンプ所	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	横須賀方面 出力 1,130kW／台 4 台 大和方面 出力 910kW／台 2 台 上今泉方面 出力 420kW／台 3 台	
		小 雀 ポンプ場	横浜市戸塚区 小雀町	出力1,450kW／台 1 台 出力1,100kW／台 2 台	
港 南 台 ポンプ場		横浜市磯子区 峰町	出力290kW／台 3 台		
伊勢原浄水場系統	調 整 池	伊勢原(2)	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ70.4m×幅66.4m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+110.0m LWL+105.0m
相模原浄水場系統	送 水 管		内径1,350mm～内径1,100mm 延長約9,700m		
	調 整 池	相模原 PC調整池	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径50.5m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		淵 野 辺 調整池	相模原市中央区 高根	1 号 池 長さ39.3m×幅34.1m×有効水深7.0m 2 号 池 長さ24.3m×幅37.6m×有効水深7.0m 有効容量 合計15,000m ³	HWL+116.9m LWL+109.9m
	送水 ポンプ	相模原送水 ポンプ所	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	淵野辺方面 出力 200kW／台 2 台 出力 900kW／台 1 台	
連絡施設	送 水 管		内径1,200mm～内径800mm 延長約15,100m		
	送水 ポンプ	いぶき野 ポンプ場	横浜市緑区 いぶき野	出力400kW／台 4 台	

8

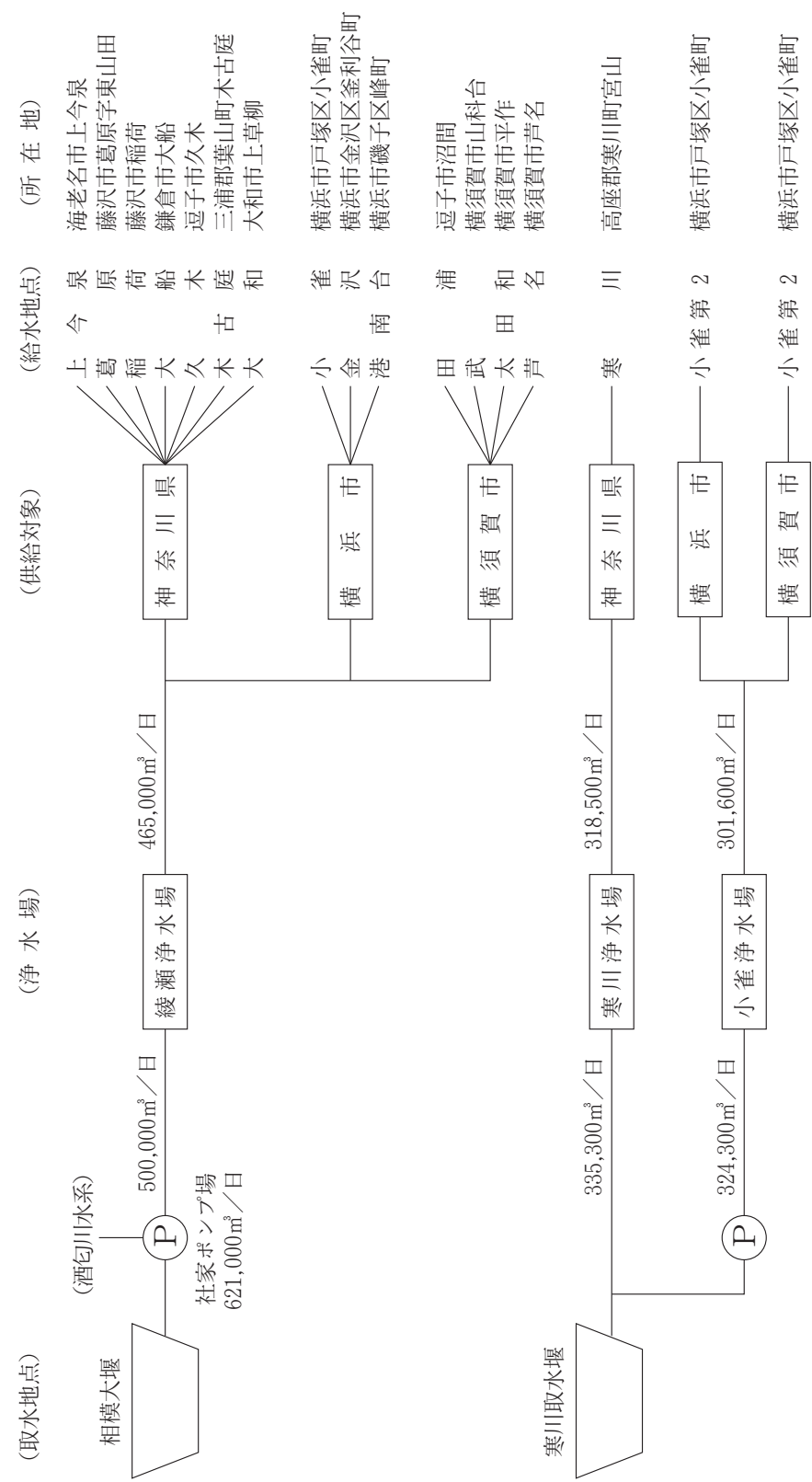
給水地点

(1) 給水系統図

ア 酒匂川水系（一部相模川水系を含む。）



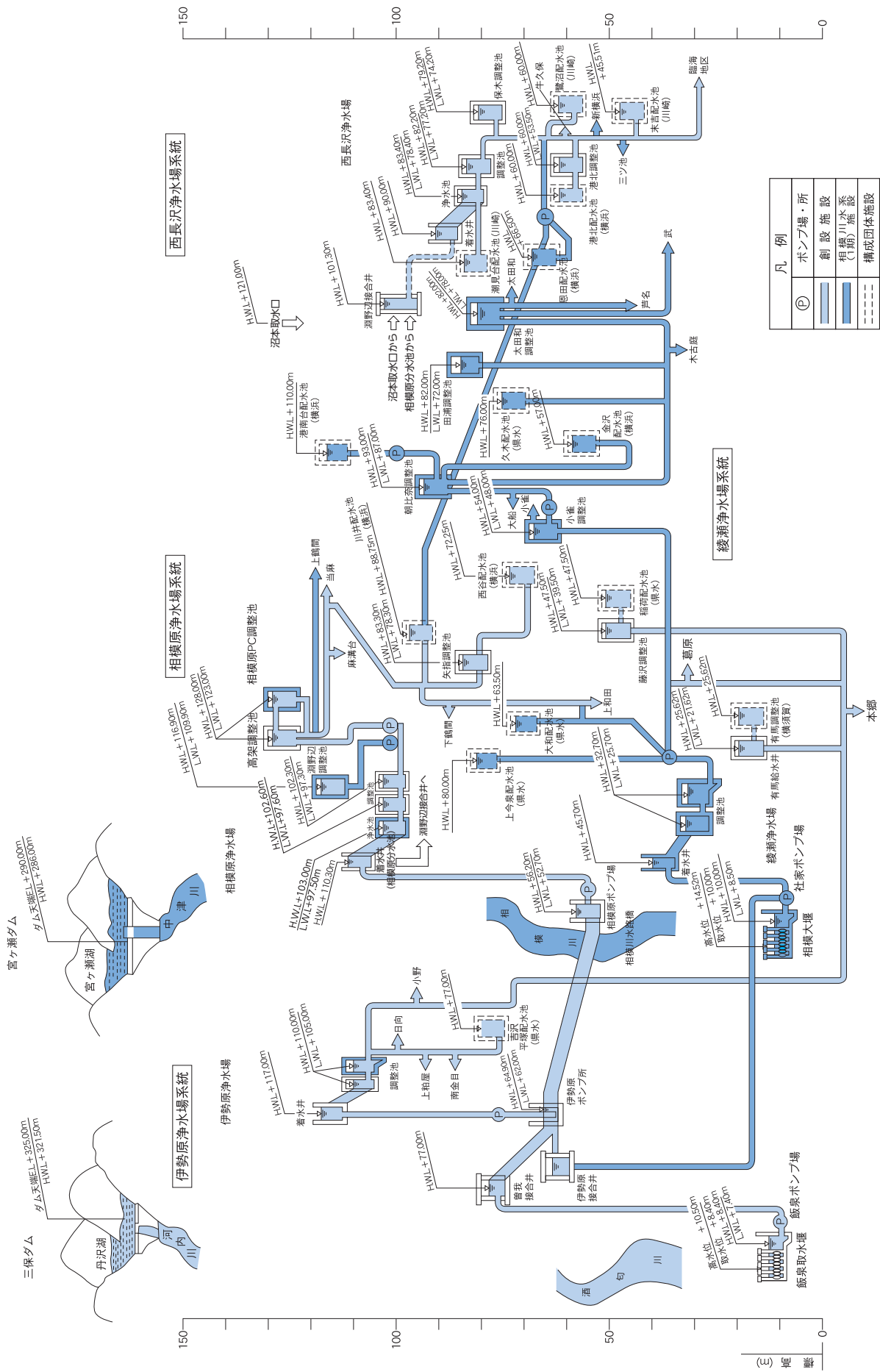
イ 相模川水系



給水地点総数

区分	給水地点数
神奈川県	20
横浜市	12
川崎市	4
横須賀市	6
計	42

(2) 水位関係図



注 相模川水系寒川事業分については省略している。

参 考

神奈川県内広域水道企業団規約

(昭和44年5月1日)
(自治許第302号自治大臣許可)

改正 昭和46年12月27日自治許第515号
平成13年4月17日総行市第54号
平成19年1月25日総行市第11号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、横浜市旭区矢指町1194番地に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県 3人

横浜市 4人

川崎市 3人

横須賀市 1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

(企業団の議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第8条の2 企業団に副企業長1人を置く。

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、企業長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員の任期は、3年とする。

3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 監査委員に事務局を置く。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、自治大臣の許可の日から施行する。

附 則(昭和46年12月27日自治許第515号)

改正後の規約は、自治大臣の許可の日から起算して1月をこえない範囲内で神奈川県内広域水道企業団の規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和46年12月27日規則第3号で昭和46年12月27日から施行)

附 則(平成13年4月17日総行市第54号)

改正後の規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

附 則(平成19年1月25日総行市第11号)

改正後の規約は、平成19年4月1日から施行する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(昭 和 44 年 7 月 7 日)
(神奈川県内広域水道企業団条例第10号)

改正 昭和47年3月31日条例第1号 昭和48年6月15日条例第3号
昭和49年3月30日条例第4号 昭和51年3月27日条例第2号
昭和61年10月30日条例第2号 平成9年11月11日条例第3号
平成14年11月14日条例第4号 平成16年2月16日条例第2号
平成17年11月21日条例第6号 平成24年2月13日条例第1号
平成26年2月12日条例第1号 令和2年1月29日条例第1号
令和3年2月5日条例第3号 令和6年2月8日条例第2号

水道用水供給事業の設置等に関する条例をここに公布する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業(以下「用水供給事業」という。)の設置等に関し、必要な事項を定める。

(用水供給事業の設置)

第2条 次条第2項に規定する水道事業者は、酒匂川及び相模川に係る水道用水を供給するため、用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

3 1日最大給水量は、266万3,800立方メートルとする。

(組織)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)に総務部、浄水部及び建設部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない企業団の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が1億円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 企業団の業務に関し、法第40条第2項目の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第8条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他企業長が必要と認める事項

3 天災事変その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかった場合は、企業長は、その事由がやんだ後すみやかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条に規定する用水供給事業において、酒匂川に係る水道用水を供給するまでの間、酒匂川以外の水源から取水し、水道用水を供給することができる。

附 則(昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第3号)

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則(昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第3号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

構成団体水道料金一覧表

区分 団体名	家 事 事 用			浴 場 用		臨時用(又は一時用)		共 用		家事用料金(1箇月)	
	基 本 料 金	超 過 料 金 (従 量 料 金)		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	10㎡	20㎡
神奈川県 (R7.10.1 施行)	(口径別、家事用・業務用・一時用) 口径13mm 4㎡以下 868円 20 〃 25 〃 30 10㎡以下 1,268 40 30㎡以下 5,852 50 50㎡以下 11,216 75 100㎡以下 26,346 100 150㎡以下 43,922 150 350㎡以下 116,170 200 500㎡以下 190,654 250 800㎡以下 307,878 300 1,200㎡以下 476,974	(家事用・業務用・一時用) 5㎡ ～ 8㎡ 20円 9 ～ 15 149 16 ～ 20 160 21 ～ 30 215 31 ～ 50 278 51 ～ 100 302 101 ～ 300 330 301 ～ 1,000 357 〔 1,001 ～ 357 (家事用) 1,001 ～ 452 (業務用・一時用) 〕		4㎡以下 868円	5㎡～8㎡20円 9㎡～ 57円			共用区分なし		1,246円 (口径13mm)	2,791円 (口径13mm)
横浜市 (R3.7.1 施行)	(口径別、一般用) 口径13mm 840円 20 845 25 850 40 10,150 50 10,500 75 10,900 100 12,000 150 30,000 200 42,000 250 52,000	(口径25mm以下) 1㎡ ～ 8㎡ 4円 9 ～ 10 48 11 ～ 20 177 21 ～ 30 253 31 ～ 50 301 51 ～ 100 327 101 ～ 300 358 301 ～ 413 (口径40mm) 1㎡ ～ 50㎡ 25円	51㎡～ 100㎡329円 101 ～ 300 364 301 ～ 1,000 419 1,001 ～ 463 (口径50mm) 1㎡～ 50㎡ 20円 51 ～ 口径40mmと同じ (口径75mm) 1㎡～ 50㎡ 15円 51 ～ 口径40mmと同じ (口径100mm)	1㎡ ～ 50㎡ 10円 51 ～ 口径40mmと同じ (口径150mm) 1㎡ ～ 100㎡ 30円 101 ～ 口径40mmと同じ (口径200mm) 1㎡ ～ 100㎡ 20円 101 ～ 口径40mmと同じ (口径250mm) 1㎡ ～ 100㎡ 10円 101 ～ 口径40mmと同じ	1㎡～8㎡ 4円 9 ～ 42			共用区分なし		968円 (口径13mm)	2,738円 (口径13mm)
川崎市 (H22.4.1 施行)	(専用) 8㎡以下 530円		9㎡～ 10㎡ 95円 11 ～ 20 139 21 ～ 25 185 26 ～ 30 194 31 ～ 50 209 51 ～ 100 253 101 ～ 200 278 201 ～ 500 329 501 ～ 1,000 343 1,001 ～ 357	8㎡以下 530円	9㎡～ 46円			使用水量 1戸5㎡ まで 260円	6㎡～ 46円	720円	2,110円
横須賀市 (R5.4.1 施行)	(口径別、一般用) 口径20mm以下 800円 25 1,800 40 5,000 50 10,500 75 37,000 100 82,000 150 156,000 200 370,000 250 1,160,000 300 2,600,000		1㎡～ 10㎡ 15円 11 ～ 25 155 26 ～ 50 190 51 ～ 100 245 101 ～ 500 270 501 ～ 290	(全口径) 10㎡以下 890円	11㎡～ 47円			共用区分なし		950円 (口径20mm以下)	2,500円 (口径20mm以下)

注 料金表は表示上全て1箇月分に換算した料金であり、家事用料金(1箇月)は、別途消費税の加算が必要。

事業の概要

令和 8 年 度

令和 8 年 6 月 発 行

編 集 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課
発 行 〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194 番地
電 話 045 (363) 1111 (代)
F A X 045 (363) 1121

ホームページ <https://www.kwsa.or.jp/>



企業団キャラクター
『ウォービー』